

# 国立国会図書館 調査及び立法考査局

Research and Legislative Reference Bureau  
National Diet Library

論題 Title	ドイツの選挙制度改革に係る 2012 年連邦憲法裁判所判決と 関係条文
他言語論題 Title in other language	German Federal Constitutional Court Decision on July 25, 2012 Regarding the Electoral Reform of the German Bundestag (Parliament) and Relative Articles of the Federal Election Law (Japanese Translation)
著者 / 所属 Author(s)	山口 和人 (Yamaguchi, Kazuto) / 国立国会図書館調査及 び立法考査局専門調査員 行政法務調査室主任
雑誌名 Journal	レファレンス (The Reference)
編集 Editor	国立国会図書館 調査及び立法考査局
発行 Publisher	国立国会図書館
通号 Number	787
刊行日 Issue Date	2016-08-20
ページ Pages	29-56
ISSN	0034-2912
本文の言語 Language	日本語 (Japanese)
摘要 Abstract	「負の投票価値」の発生を理由に連邦選挙法の規定を違憲 と判断した連邦憲法裁判所判決を受けて行われた第 19 次同 法改正を再度、違憲と判断した 2012 年の同裁判所の判決等 を抄訳した。

\*掲載論文等のうち、意見にわたる部分は、筆者の個人的見解であることをお断りしておきます。

# ドイツの選挙制度改革に係る 2012年連邦憲法裁判所判決と関係条文

国立国会図書館 調査及び立法考査局  
専門調査員 行政法務調査室主任 山口 和人

## 目 次

- I 第19次連邦選挙法改正法により定められた連邦議会議員選挙の議席配分手続の新たな手続に関する規定の一部を違憲無効と判断した2012年7月25日の連邦憲法裁判所第二法廷判決（BverfG, Urteil des Zweiten Senats vom 25. Juli 2012 – 2 BvE 9/11 – Rn. (1-164). BverfGE 131, 316-376）（抄訳）
- II 連邦議会議員総選挙の最近の議席配分規定の変遷

I 第 19 次連邦選挙法改正法により定められた連邦議会議員選挙の議席配分手続の新たな手続に関する規定の一部を違憲無効と判断した 2012 年 7 月 25 日の連邦憲法裁判所第二法廷判決 (BverfG, Urteil des Zweiten Senats vom 25. Juli 2012 - 2BvE 9/11 - Rn.(1-164). BverfGE 131, 316-376) (抄訳)

#### 判決要旨

1. 連邦選挙法第 6 条第 1 項第 1 号<sup>(1)</sup>の規定による各州配分議席の形成は、負の投票価値を可能とし、したがって、選挙の平等及び直接性並びに政党の機会の平等を侵害する。
2. a) 立法者によって創出された、人物選挙と結合した比例代表選挙においては、超過議席 (連邦選挙法第 6 条第 5 項) は、比例代表選挙としての選挙の基本的性格を廃棄しない範囲においてのみ受忍可能である。  
b) 選挙の平等及び政党の機会の平等の原則は、おおむね党派勢力の半数を超える超過議席の発生の場合には、侵害される。

#### 事実の概要

2008 年 7 月 3 日の判決 (BverfGE 121, 266<sup>(2)</sup>) により、連邦憲法裁判所は、典型的な状況において、有権者の投票の増大が議席の喪失をもたらし、又は有権者の投票の喪失が議席の獲得をもたらすこと (いわゆる負の投票価値の効果) を許容する選挙制度が、基本法第 38 条第 1 項が保障する平等選挙及び直接選挙の原則に違反すると判断し、従来の連邦選挙法第 6 条第 4 項及び第 5 項と結合した同法第 7 条第 3 項第 2 文の規定において定められた選挙区議席及び州名簿議席の計算により、負の投票価値の効果が生じうる限りにおいて、当該規定を違憲と宣言した。同時に遅くとも 2011 年 6 月 30 日までに合憲的な規定を制定するよう、立法者に求めた。

この判決を受けて、連邦議会は、連邦選挙法の第 19 次改正法 (2011 年 12 月 2 日公布) を制定した。改正法は、「負の投票価値」発生の原因とされた、超過議席と名簿結合 (政党の各州名簿を 1 つの名簿と推定して政党の得票を全国集計し、政党の各州での得票数に比例して議席配分を行うこと。連邦選挙法旧第 7 条) との関連性を断ち切り、名簿結合の制度を廃止して州別に併用制の選挙を行うこととし、各州への議席配分は、選挙における投票数に比例して行うものとした。また、各州において議席獲得に結び付かなかつた残余票を全国レベルで集計して、「追加議席」を与えることを定めた。超過議席については、従来通り無制限に認めることとした。(連邦選挙法第 6 条)

これに対して、第 19 次連邦選挙法改正法の施行 (2011 年 12 月 3 日) の後、連邦議会の社会民主党 (SPD) 党派及び同盟 90/ 緑の党 (以下「緑の党」と略) 党派に属する議員 214 名が、改正法の違憲性を主張して抽象的規範統制の申立て (基本法第 93 条第 1 項第 2 号) を連邦憲法裁判所に対して行ったほか、3,063 名の市民が、改正法による基本権の侵害を理由とした憲法訴願 (同項第 4a 号) を提起した。さらに、緑の党は、改正法に対して連邦議会を相手取った機関訴訟 (同項

(1) 判決によって一部規定が違憲と判断された第 19 次連邦選挙法改正法による連邦選挙法第 6 条の規定については、第 19 次改正前の規定 (旧第 7 条を含む) 及び当判決を受けて行われた第 22 次連邦選挙法改正後の同法第 6 条の規定とともに、後述の II で訳出した。

(2) 連邦憲法裁判所判例集の巻数及び冒頭の頁数である。これによって裁判が特定される。

第 1 号) を提起した。

2012 年 7 月 25 日、連邦憲法裁判所第 2 法廷は、これらの申立てについて、一部理由ありと認め、連邦選挙法の一部規定を違憲無効とする次の判決を、8 人の裁判官全員一致で下した。

## 判決

- I . 各手続<sup>(3)</sup>は、判決を共通のものとするため、併合する。
- II . 1. 2011 年 11 月 25 日の連邦選挙法第 19 次改正法（連邦法律公報第 I 部 2313 頁）の法文による連邦選挙法第 6 条第 1 項第 1 文及び第 2a 項の規定は、基本法第 21 条第 1 項<sup>(4)</sup>及び第 38 条第 1 項第 1 文<sup>(5)</sup>の規定に違反し、無効である。
- 2. 2011 年 11 月 25 日の連邦選挙法第 19 次改正法（連邦法律公報第 I 部 2313 頁）の法文による連邦選挙法第 6 条第 5 項の規定は、その根拠によれば、基本法第 21 条第 1 項及び第 38 条第 1 項第 1 文の規定に違反する。
- III . 1. II . 1. 及び 2. に掲げる規定は、そこにいう範囲で、憲法訴願申立人の、基本法第 38 条第 1 項の規定による選挙の平等及び直接性に対する権利を侵害する。
- 2. ドイツ連邦議会は、2011 年 11 月 25 日の連邦選挙法第 19 次改正法（連邦法律公報第 I 部 2313 頁）の議決により、機関訴訟手続申立人及び機関訴訟に参加したその他の参加人に対し、II . 1. 及び 2. から認識できる範囲において、基本法第 21 条第 1 項及び第 38 条第 1 項の規定による、これらの者の機会の平等に対する権利を侵害した。
- IV . 抽象的規範統制及び機関訴訟の手続及び憲法訴願のその余の申立ては、棄却する。
- V . ドイツ連邦共和国は、憲法訴願申立人に対し、必要費用を償還しなければならない。

## 判決理由

A. [略] [1]～[43]<sup>(6)</sup>

B. [略] [44]～[50]

C.

抽象的規範統制の申立て及び憲法訴願は、十分に理由がある。第 19 次改正法により新たに形成された、名簿議席配分の手続は、多くの点で選挙権の平等の原則（基本法第 38 条第 1 項第 1 文）及び政党の機会の平等に対する権利（基本法第 21 条第 1 項）に違反し、当該手続が、負の投票価値の効果を、軽視することができない程度に許容している限りにおいて、選挙の直接性の

(3) 抽象的規範統制の申立て、憲法訴願及び機関訴訟の 3 つの手続をさす。

(4) 基本法第 21 条第 1 項は、次のとおり規定している。「政党は、国民の政治的意思形成に協力する。政党の結成は自由である。政党の内部秩序は、民主制の諸原則に合致していなければならない。政党は、その資金の出所及び使徒について、並びにその財産について、公的に報告しなければならない。」

(5) 基本法第 38 条第 1 項は、次のとおり規定している。「ドイツ連邦議会の議員は、普通、直接、自由、平等及び秘密の選挙において選挙される。議員は、全国民の代表であって、委託及び指示に拘束されることなく、自己の良心のみに従う。」

(6) 本稿で訳出したのは、連邦選挙法第 19 次改正法の一部規定に対する違憲判断の理由を述べた C の部分であり、他の箇所は割愛した。なお、[ ] 内は訳者による補記である。また、[1]～[164]の番号は、判決文の各箇所の末尾に付された欄外番号である。

原則（基本法第 38 条第 1 項第 1 文）に合致しない。この限りで、訴願申立人は、基本法第 38 条第 1 項第 1 文から発生する権利を侵害されている。[51]

I .

1. 基本法の民主主義的立憲国家において、選挙は、国民が国家権力を自ら行使し（基本法第 20 条第 2 項<sup>(7)</sup>）、選挙された機関が、その後国民の名において国家権力を行使することに対して正当性を創出する中心的事象である。選挙及び投票により自由かつ平等に公権力を人的及び物的に決定する公民の権利は、民主主義原理の基本的構成部分である。選挙の平等の原則は、民主主義原理によって前提とされた国家公民 [Staatsbürger] の平等権を考慮している（参照 BVerfGE 123, 267 <342><sup>(8)</sup>）。[52]

2. 選挙において集約された国家公民の政治的意思が、いかなる方法で、当選者への議席配分を通じて、選出されるべき代表機関において実現されるかについては、立法者による決定及びより詳細な制度形成を必要とする。そのためには、様々な選挙制度が採用可能であり、加えて、それぞれの制度について変形が可能である。[53]

連邦の立法者は、選挙制度の決定において、原則として自由である（参照 BVerfGE 1, 208 <246>; 6, 84 <90>; 34, 81 <100>）。その限りにおいて、基本法第 38 条第 1 項及び第 2 項は、単に基本原則を指示したものととどまる。同条第 3 項によれば、詳細は、連邦法律が規定する。これらの各項間の関係から、また特に、これらの規範の成立の歴史から、憲法制定者は、選挙制度の決定及びその具体的な制度形成を意識的に未定にしたことが明白となる（BVerfGE 95, 335 <349>; 121, 266 <296>）。[54]

3. 立法者は、選挙制度の確定及び具体的な設計に際して、選挙の目的に関連する様々な憲法上の要求を考慮に入れなければならない。選挙は、議員に対して、民主主義的正当性を与えるものでなければならない。立法者は、この目的に関して、選挙制度の設計が選挙民と議員との結合に対してどのように作用するか、及びこの設計が、選挙によって媒介された国民の諸国家機関に対する意思形成過程（これについては、BVerfGE 123, 39 <68 f.><sup>(9)</sup>）にどのように影響を及ぼすか（参照 BVerfGE 41, 399 <416 f.>）を考慮しなければならない。選挙されるべき国民代表は、更に、一特に立法及び政府形成の任務に対して一機能する能力を有するものでなければならない（参照 BVerfGE 6, 84 <92>; 51, 222 <236>; 82, 322 <338>; 95, 408 <418>; 120, 82 <107>）。立法者は、自己が政治的諸勢力の統合の行為としての選挙の機能を保障しなければならず、かつ、国民の重要な関心事項が国民代表から排除されたままになっていることを防止するよう努めなければならないことにも配慮しなければならない（参照 BVerfGE 6, 84 <92>; 51, 222 <236>; 95, 408 <419>）。加えて、連邦国家原理（基本法第 20 条第 1 項）は、立法者に対し、選挙法の設計に際してドイツ連邦共和国の支分国的構造<sup>(10)</sup>に依拠することを許容している（参照 BVerfGE 95, 335 <350>; 121, 266 <303>）。[55]

(7) 基本法第 20 条第 2 項は、次のとおり規定している。「すべての国家権力は、国民 (Volk) に由来する。国家権力は、選挙及び投票において国民により、かつ、立法・執行権及び裁判の個別の諸機関を通じて行使される。」

(8) <>内の数字は、ここでは判例集中の頁数をさす。以下同じ。

(9) 68 f. とは、68 頁と次の頁 (69 頁) のことをいう。なお、68 ff. となっているときは、「68 頁以下」を意味する。

(10) 支分国 (Gliederstaat) とは、ドイツ連邦共和国の州 (Land) のことである。各州は、固有の主権を有する国家と考えられ、それが集まってドイツ連邦共和国を構成している。したがって、各州は、ドイツ連邦共和国の支分国 (統一国家の構成部分である国家) である。山田晟『ドイツ法律用語辞典 改訂増補版』大学書林, 1993, „Gliederstaat“の項参照。

立法者は、広い設計上の裁量の余地があるときに限り、これらの部分的には相反する目標を満足させる選挙制度創出に関して憲法によって自己に与えられた委託を実現することができる。これに相応して、立法者が基本法第 38 条の規定による規律の委託を遂行するに当たり、ドイツ連邦議会の選挙の手續を多数代表選挙として設計するか、比例代表選挙として設計するかは、原則として立法者に任されており、代表制民主主義（基本法第 20 条第 2 項第 2 文、第 38 条第 1 項第 2 文）の観点の下では、両方の選挙制度のいずれかが優先するものではない（参照 BVerfGE 95, 335 <352 f.>）。立法者は、ドイツ連邦議会議員の一部を多数代表選挙原理により、他の一部を比例代表選挙原理によって選出させること（グラーベン・システム。Grabensystem<sup>(11)</sup>）、直接選挙された議席を適切に考慮するという留保の下に比例代表選挙原理を全体の議席配分に拡張することを許容すること、又はその他の組合せを決定することにより、両方の設計を相互に結合することもできる（参照 BVerfGE 6, 84 <90>; 6, 104 <111>; 95, 335 <349 f.>; 120, 82 <103>; 121, 266 <296>）。[56]

4. しかし、立法者の裁量権限は、民主主義的自己決定に自由かつ平等に参加することに対する、すべての国民に帰属する権利（参照 BVerfGE 123, 267 <341>）が侵害されるところに、その限界を有する。基本法第 38 条第 1 項における、普通、直接、自由及び平等選挙の保障から、投票者が投票行動の前に、いかなる人物が議員に立候補しているのか、そして自己の投票が、候補者の当選又は落選にどのように影響する可能性があるのか知ることができる選挙手續を創設する立法者の憲法上の義務が発生する（BVerfGE 47, 253 <279 f.>; 95, 335 <350>; 121, 266 <307>）。それゆえ、議席配分の手續は、原則として、恣意的又は不合理な効果から自由なものでなければならない（参照 BVerfGE 121, 266 <300>）。加えて、選挙の自由の原則は、投票者の決定の自由を、選択された選挙制度の内部において回避可能な方法で狭める選挙手續の形成を禁止する（参照 BVerfGE 47, 253 <283>; 95, 335 <350>）。[57]

5. すべての選挙制度に対する、それ以外の基本的要求は、特に、選挙権の平等の原則から生じる。その原則によれば、選挙手續の各々の設計とは独立して、すべての投票者は、議席配分の種類及び方法に際して厳格に平等に取り扱われなければならない（参照 BVerfGE 11, 351 <360>; 95, 335 <369>）。いずれの有権者の投票も、原則として同等の計算価値（Zählwert）及び同等の法的な成功の機会を持たなければならない（参照 BVerfGE 95, 335 <353, 369 f.>; 121, 266 <295>; 124, 1 <18>）。すべての投票者は、その投じる票によって、選挙結果に同等の影響を与えることができなければならない（BVerfGE 121, 266 <295>）。[58]

a) 以上の、すべての選挙制度にとって共通の基準は、選挙法立法者が、選挙執行地域（Wahlgebiet）<sup>(12)</sup>全体における成功機会の平等（Erfolgschancengleichheit）を保障することを要求し（参照 Herzog, Rechtsgutachten zu der Vereinbarkeit der Verhältniswahl in kleinen Wahlkreisen <Dreier-Wahlkreissystem mit dem Grundgesetz, 1968, S.33 <46>）、かつ、立法者によって定められた議席配分手續が、手續のすべての段階において、当該手續の規定をいかなる投票に対しても同等に適用すること、及びその場合において、どの投票者も選挙結果に対して同等の潜在的影響力を保持するように形成することを求める（参照 BVerfGE 95, 335 <353, 371>）。[59]

それゆえ、選挙執行地域を複数の独立の選挙人団に区分するに際しては、ある投票の可能な

(11) グラーベン・システムとは、ドイツでは、小選挙区比例代表並立制のことをいう。選挙区選挙と比例代表選挙が別個独立で、両者の間に溝（Graben）があると観念されたことから名付けられたものである。

(12) 選挙執行地域は、ドイツ連邦共和国の領域である。（連邦選挙法第 2 条第 1 項）

影響力を性格付ける事情が、すべての選挙人団においておおむね同等なものでなければならない。それに応じて、連邦憲法裁判所は、多数代表選挙、すなわち投票の絶対多数又は相対多数を得た候補者に投じられた票のみが議席配分につながり、一方、その他のすべての候補者に投じられた票は考慮されないままとするという配分原理（参照 BVerfGE 1, 208 <244>）に従った小選挙区における議員の選挙について、成功のチャンスの平等の要請として、すべての有権者が、可能な限り大きさの等しい選挙区を基礎として、したがっておおむね等しい投票価値をもって創造行為（Kreationsvorgang）に参加することができることを要求した（参照 BVerfGE 95, 335 <353>; 124, 1 <18>; BVerfG, Beschluss des Zweiten Senats vom 31. Januar 2012 - 2 BvC 3/11 -, NVwZ 2012, S.622 <623 f.>）。[60]

さらに、成功のチャンスの要請は、議席配分手続が、一多数代表選挙の配分原理の場合のように一投票の計算、記録及び合算をもって既に終了するのか、又は、一比例代表選挙の配分原理の場合のように一政党名簿に投じられた票の全体の票数に対する割合を確定し、これに応じた議席配分を決定する計算手続がなお続くのかにより、異なった作用を及ぼす（参照 BVerfGE 1, 208 <244>; 95, 335 <370f.>）。前者の場合においては、いずれの投票者も、平等に計算されるべき自己の票を投じることによってのみ、議席の付与に影響を及ぼすことができ、成功のチャンスの平等は、おおむね大きさの等しい選挙区並びに有効に投じられたすべての票の平等な計算及び記録の保障に尽きる。後者の場合においては、いずれの投票者も、自己の票により、「自分の」政党の票の割合に応じて、議席配分に対して影響力を及ぼすことができるという、更に進んだ可能性を与えられる。いずれの投票者の投票に対しても、選挙手続のすべての段階において選挙結果に対する同等の権利での影響行使の可能性を保障する、成功のチャンスの平等は、ここでは、原則として、いずれの有効投票も、計算手続に際して同等の比重で評価されることを命じており（参照 Pauly, AöR 123 <1998>, S.232 <249 f.>）、したがって、それらの投票には、割合に応じて平等な結果が帰属する（結果価値の平等：参照 BVerfGE 1, 208 <245f.>; 95, 335 <353, 372>）。[61]

b) さらに、選挙権の平等の原則の形式的性格から、立法者には、選挙法の規律に際して、差異を設けること（Differenzierungen）について、狭い裁量の余地しか残されていないということが生じてくる（参照 BVerfGE 120, 82 <106>, 121, 266 <297>; BVerfG, Urteil des Zweiten Senats vom 9. November 2011 - 2 BvC 4/10 u.a.-, NVwZ 2012, S.33 <35>）。この差異を設けることを正当化するには、常に特別の、客観的に正当化された根拠を必要とする。それは、憲法上正当化され、かつ、少なくとも選挙の平等と同等の重要性を有する根拠でなければならない（参照 BVerfGE 95, 408 <418>; 120, 82 <107>; BVerfG, Urteil des Zweiten Senats vom 9. November 2011, a.a.O., S.33 <35>; Beschluss des Zweiten Senats vom 31. Januar 2012, a.a.O., S.622 <624>）[62]

憲法上正当な目標と選挙の平等の原則とを調和させることは、原則として立法者のなすべき事である（参照 BVerfGE 95, 408 <420>; 121, 266 <303>）。連邦憲法裁判所は、憲法上の限界が遵守されているかどうかを審査するのみであり、立法者が、目的に適った又は法政策上望ましい解決を見出したかどうかを審査するものではない（参照 BVerfGE 6, 84 <94>; 51, 222 <237 f.>; 95, 408 <420>; 121, 266 <303 f.>）。それゆえ連邦憲法裁判所は、差異を設ける規定が、立法者が選挙法的设计に際して追求することが許される目標を目指している場合であって、当該目標の達成のための規定が適切でないか、又は当該目標の達成のために必要なことの限度が踏み越えられたときにのみ、選挙の平等の原則に対する違反を確認することができる（参照 BVerfGE 6, 84 <94>; 51, 222 <238>; 95, 408 <420>; 120, 82 <107>; 121, 266 <304>; BVerfG, Urteil des Zweiten Senats vom 9.

November 2011, a.a., S.33 <36>)。[63]

c) 立法者は、選挙の平等に関わる選挙法の規定を検証し、新たな発展により、例えば前提とされていた事実上若しくは規範的な基礎の変化により、又は規範の制定に際して、その作用に関して下された予測が誤っていることが判明したことにより、この規定の憲法上の正当化が、疑わしいものとなったときは、事情に応じてこれを変更することを義務付けられている（参照 BVerfGE 73, 40 <94>; 82, 322 <338 f.>; 107, 286 <294 f.>; 120, 82 <108>; BVerfG, Urteil des Zweiten Senats vom 9. November 2011, a.a.O., S.33 <36>）。[64]

6. 政党の機会の平等の原則も、投票をめぐる競争に影響を及ぼす差異を設けることに関して、選挙法に対して、選挙権の平等の原則と同様の要求を提示している（これについては、参照 BVerfGE 82, 322 <337 f.>; 95, 408 <417>; 124, 1 <20>; BVerfG, Urteil des Zweiten Senats vom 9. November 2011, a.a.O., S.33 <35 f.>）。[65]

## II .

これらの基準に従えば、問題とされている議席配分手続は、投票者の数による州別定数の配分（連邦選挙法第 6 条第 1 項第 1 文）が、負の投票価値の効果を可能とする限りにおいて、選挙の平等及び直接性、並びに政党の機会均等の原則を侵害する (1)。選挙権の平等の原則及び政党の機会均等の原則は、連邦選挙法第 6 条第 2a 項の規定により、追加議席が与えられる限りにおいて (2)、及び連邦選挙法第 6 条第 5 項が、比例代表選挙としての連邦議会議員選挙の基本的性格を廃棄する程度に至る、調整されない超過議席の発生を許容している限りにおいて (3)、侵害されている。[66]

1. 連邦選挙法第 6 条第 1 項第 1 文の規定は、いずれの州にも、投票者の数に従って定められた議席数が割り当てられ、この議席をめぐる、その州で届け出た政党の州名簿のみが争うことを予定している (a)。この規定によって定められた、原則として相互に分割された地域的選挙人団への選挙執行地域の下位区分—以下ではこれを名簿選挙区 (Listenwahlkreise) と称する—は、民主的代表的観点からも (b)、及び十分な規定の明確性の点からも (c)、また、小州において、連邦選挙法第 6 条第 6 項第 1 文の 5% 条項を超える阻止効果をもたらされる限りにおいても (d)、憲法上、これに異議を唱えることはできない。しかし、連邦選挙法第 6 条第 1 項第 1 文の規定は、投票数に従った各州への議席割当の形成が、負の投票価値の効果を可能とする限りにおいて、選挙の平等、政党の機会の平等及び直接選挙の諸原則を侵害する。[67]

a) 連邦選挙法は、今後、名簿議席が各州において与えられることを予定している。総議席数のうち、各州には、議席の配分が行われ、これをめぐって当該州において候補者を出した政党が争うことになる（連邦選挙法第 6 条第 1 項第 1 文、第 2 項第 1 文）。州名簿に与えられる議席の計算は、一出発点において各州への議席割当数の計算の場合（連邦選挙法第 6 条第 6 項第 1 文）と同様、—サンラグ・シェーパース式による除数手続に従って行われる（連邦選挙法第 6 条第 2 項）。[68]

このように選挙執行区域を名簿選挙区に分割することは、従来の法的状態（これについては、参照 BVerfGE 121, 266 <267 ff.>）に比べ、必然的に比例性の喪失と結合している。第一に、—議席全体を連邦全土で配分する場合とは異なり、—少ない議席配分しか受けない州においては、議席配分に対する、少なからぬ事実上の到達のハードルが存在する（参照 Seifert, Bundeswahlrecht, 3. Aufl. 1976, Einl. S.7; Meyer, Wahlsystem und Verfassungsordnung, 1973, S.168）。なぜなら、配分されるべき議席数が減少すれば、当初から成果をもたらさないままの投票数は、必然的に、より大きく



なるからである（参照 BTDrucks 17/6290, S.7）。第二に、各州における異なる投票率のため、州間比較における投票者の投票が異なった結果価値を示すということにつながる可能性がある（参照 BVerfGE 79, 169 <171 f.>; 95, 335 <372>; 121, 266 <300>）。最後に、除数方式の適用に際して政党の州名簿に発生する切捨ての際の喪失と、切上げの際の利得が、一従来のように名簿結合によって、合算目的で（連邦選挙法旧第 7 条第 1 項、第 2 項）一選挙執行地域で調整されないときは、すべての数学的配分手続に内在する比例性の喪失は拡大する（参照 Klecha, ZParl 2011, S.324 <335>）  
[69]

立法者は、これらの比例性の喪失を受け入れるのではなく、その緩和のため、州に対する配分議席の指定をダイナミックに、投票者数に従って行う（連邦選挙法第 6 条第 1 項第 1 文）とともに、連邦選挙法第 6 条第 2 項の規定による州内部の議席配分を、選挙執行地域に関連する「残余票の評価」（連邦選挙法第 6 条第 2a 項）により補充することとした（これについては、後述 C. II 2.）。いずれの規定も、州間ないし政党間での結果価値の相違の除去を目的とするものであり（参照 BTDrucks 17/6290, S.7）、これをもって、各州においてだけでなく、可能な限り、選挙執行地域全体において、比例的な議席配分を確保するという立法者の意思の表明と解することができる。[70]

b) 選挙執行地域を名簿選挙区に下位区分すること、及び投票者数に従って定量された議席を各名簿選挙区に割り当てることは、民主的代表の原則と一致する。[71]

aa) 基本法第 20 条第 2 項、第 38 条第 1 項第 2 文に基礎を置く代表の原理は、国民に対して国家権力に関する主たる決定権を得させるべき、基本法によって選択された組織モデルである（参照 BVerfGE 44, 308 <315 f.>; 56, 396 <405>; 80, 188 <217>）。この原理は、いかなる選挙された議員も国民を代表し、国民に対して責任を負うことに表現されている（参照 Morlok, in: Dreier <Hrsg.>, GG Bd. II, 2. Aufl. 2006, Art.38 Rn. 31）。議員は、ある州、ある選挙区、ある政党又はある住民のグループではなく、国民全体に対して責任を負い（参照 BVerfGE 121, 266 <305>）、加えて議員は、個々の国民ではなく、全体としての国民を基本的に代表する（参照 BVerfGE 44, 308 <316>; 102, 224 <237>; BVerfG, Urteil des Zweiten Senats vom 28. Februar 2012 - 2 be 8/11 -, NVwZ 2012, S.495 <496>）。ドイツ連邦議会議員の選挙によって、連邦の国民は、その統一的な代表機関を創出するのである（参照 BVerfGE 6, 84 <99>; 95, 335 <402>; 121, 266 <305>）。[72]

bb) ドイツ連邦議会の統一的性格は、選挙執行地域を名簿選挙区に下位区分することによって問題はならない。従来の連邦選挙法におけるのと同様、選挙執行地域は連邦領域であり（参照 連邦選挙法第 2 条第 1 項、第 6 条第 2a 項、第 3 項）、ドイツ連邦共和国の国民 [Staatsvolk] は、国家権力の担い手であり、その主体として（参照 BVerfGE 83, 37 <50 f.>）、選挙のために招集され（参照 連邦選挙法第 12 条、第 13 条）、ドイツ連邦議会議員は、統一された各州民の代表ではなく、全国民の代表として選挙される。単に投票及びその評価という行為のために、選挙執行地域は、連邦国家の構造との許容される結合の下に、独立の選挙人団に下位区分されるが、各州がこれによって自立した選挙執行地域になることはない（参照 Schreiber, DÖV 2012, S.125 <132>; 更に 1953 年連邦選挙法について、Seifert, Das Bundeswahlgesetz, 1953, § 6 Anm.2）。[73]

cc) 各州の割当議席が、住民数や有権者数といった、投票前に存在する規模に従ってではなく、投票者の数によって決定されるということは、民主的代表の観点の下でこれに異議を唱えることはできない。選挙されたいずれの議員も、全国民を代表するのであるから、この点においては、代表の原則から何も引き出すことはできない。いずれにせよ、以上の連関においては、代

表の平等のための基準が、選挙権の平等及び政党の機会の平等の諸原則から引き出されるのみである（参照 BVerfGE 16, 130 <143>）。加えて、人数が確定している選挙区選出議員を通じて、地方及び地域の事項を連邦レベルへと伝達することができ、それゆえ、重要な事項が国民代表機関から排除されたままになり、それとともに選挙の統合機能（参照 前出 C. I .3.）が失われるかもしれないことを案ずるには当たらない。[74]

c) 連邦選挙法第 6 条第 1 項第 1 文は、各州に割り当てられる議席数がどのようにして探知されるのかを十分明確に規定している。[75]

aa) 法治国原理（基本法第 20 条第 3 項）によれば、立法者は、法律が十分に明確となるようにこれを規定しなければならない（参照 BVerfGE 49, 168 <181>; 59, 104 <114>; 78, 205 <212>; 103, 332 <384>）。いかなる程度の明確性が要求されているかは、一般的及び抽象的には確定することができず、規律の対象の性質及び当該規定の目的に依存する（参照 BVerfGE 89, 69 <84>; 103, 111 <135>; 123, 39 <78 f.>）。法律の概念規定の解釈の必要性は、法治国が法律に対して要求する明確性を、当該規定から未だ取り去るものではない（参照 BVerfGE 78, 205 <212>; 83, 130 <145>; 119, 394 <416>）。[76]

bb) これらの基準に照らせば、連邦選挙法第 6 条第 1 項第 1 文は、議席総数から各州に配分される議席数を「各州における投票者の数」に依存させている限りにおいて、十分明確に規定している。解釈により、その投票用紙を投じた有権者の数が基準とされていることが結論される。既に自然な用語の意味が、かかる規範の理解を容易に推測させる。「有権者」の語が、法的に選挙に参加することを許された人に対して用いられるのに対し、「投票者」は、その選挙権を行使する人、すなわち、投票日に投票用紙を投じることにより、又は郵便投票の手段で、選挙に参加する人をいう。語の意味によって与件となっているこの理解は、体系的及び成立史的根拠によって補強される。まず、連邦選挙法—例えば同法第 4 条、第 12 条から第 14 条まで、及び第 34 条—並びに連邦選挙令 [Bundeswahlordnung]<sup>(13)</sup>—特に同令第 67 条第 1 号及び第 2 号並びに第 68 条—は、「選挙する」及び「選挙権を有する」の概念を、従来から前述の意味で用いている。他方、立法者は、各州への配分議席の決定にとっては、「各州における投票者の数、すなわちその第 1 票又は第 2 票を投じたすべての有権者の数」（BTDrucks 17/6290, S.7）が基準となることから出発している。[77]

d) 連邦選挙法第 6 条第 1 項第 1 文によって行われる、各州と一致する名簿選挙区への選挙執行地域の下位区分は、小さい諸州においては、その効果において 5% の阻止条項（連邦選挙法第 6 条第 6 項第 1 文）の範囲をも超える事実上の阻止効果をもたらされるという限りにおいても、効力を有するいかなる憲法上の疑念も生じない。[78]

aa) 連邦選挙法第 6 条第 6 項第 1 文に規定される、連邦議会の議席配分に際して考慮されるために政党が獲得しなければならない、選挙執行地域において投じられた有効な第 2 票の 5% の要件は、連邦憲法裁判所が、繰り返し、裁判において合憲であると判断してきたところである（参照 BVerfGE 122, 304 <314 f.> m.w.N.）。5% の阻止条項は、その正当化根拠を議会の行動能力及び決定能力を確保するという、憲法上正当な目標の中に見出している（参照 BVerfGE 82, 322 <338>; 95, 335 <366>; 95, 408 <419>; 120, 82 <111>; 次も見よ BVerfG, Urteil des Zweiten Senats vom 9.

(13) 現行の連邦選挙令の正式名称は、„Bundeswahlordnung in der Fassung der Bekanntmachung vom 19. April 2002 (BGBl. I S. 1376), die zuletzt durch Artikel 1 der Verordnung vom 13. Mai 2013 (BGBl. I S. 1255) geändert worden ist“ である。

November 2011, a.a.O., S.33 <36>)。立法者が、この要件を選挙執行地域全域に適用するか、名簿選挙区に適用するかどうかは、原則としてその裁量に委ねられている。特に、選挙法が、1つの名簿に投じられた票を選挙執行地域全体のために算入しないということから、この要件を名簿選挙区に対してのみ適用することが許される、という結論が生じるわけではない（参照 BVerfGE 4, 375 <380>; 6, 84 <95>; 34, 81 <100>）。[79]

bb) 各州と一致する名簿選挙区への選挙執行地域の下位区分は、小さい州において、連邦選挙法第6条第6項第1文が法律上命じている要件を超える事実上の阻止的作用がもたらされることにつながり得る。このことは、一事実上の阻止効果の量定のために、それより下では議席配分が排除される境界値又はそれより上であれば少なくとも1議席は确实である境界値を援用することとは独立に（参照 選挙数学的観点から Pukelsheim/Maier/Leutgäb, NWVBl 2009, S.85 <87 f.>）— 連邦選挙法第6条第1項第1文を第17期連邦議会選挙結果に適用したとすれば、いずれにしてもプレーメンについて当てはまったであろう（参照 Pukelsheim/Rossi, JZ 2011, S.243 <244>）。個々の州名簿に投じられた票の結果価値について、法律上の阻止条項を超えるこのような差異は、選挙の平等及び政党の機会の平等を前にして、正当化されることが必要である（参照 BVerfGE 13, 243 <247 f.>; 34, 81 <101>）。[80]

投票者の投票の結果価値の平等を更に侵害することは、その正当化根拠を連邦国家原理に見出している。各州と一致する名簿選挙区への選挙執行地域の下位区分は、連邦制的構造及びこれに対応する政党の構造に依拠している。このことによって追求される連邦制的利益は、事実上の阻止効果と結合した不平等な取扱いを正当化するためにも十分に重要性を有する。[81]

立法者は、投票者の投票を連邦制的に秩序付けるという利益に対して、従来よりも大きな重要性を与えており、政党の州名簿による選挙という既に存在する制度を強固なものとした（参照 Schreiber, DÖV 2012, S.125 <132>）。従来と異なり、州名簿における政党の組織構造は、選挙の準備及び実施に奉仕するだけでなく（参照 BVerfGE 121, 266 <305 f.>）、連邦選挙法の制度を規定するものとなっている。名簿議席は、各州において、割当議席の配分に従い、原則として別個にそれぞれ提出された政党名簿に配分される（見よ上記 C. II .1.a）。[82]

この連邦制的利益を背景として、立法者は、小さい州において、法律上の阻止条項と比較して、個々の州名簿に対して投じられた票の結果価値の差異を更に後退させることが許されると言うてよいであろう。州を名簿選挙区としたことは、各州の異なる規模の結果、必然的にこのような効果をもたらす。この効果を緩和するため、考察の対象となっている選挙技術的可能性（参照 Seifert, Bundeswahlrecht, 3. Aufl. 1976, Einl. S.7; Pukelsheim, Stellungnahme für die öffentliche Anhörung am 5. September 2011 zu den Gesetzentwürfen zur Änderung des Bundeswahlgesetzes, S.9; さらに BayVerfGH, Entscheidung vom 18. Dezember 1975 - Vf. 5 - VII /75 -, NJW 1976, S.615 <618>）に対して、立法者は、憲法上は、手を付ける必要がなかったのである。このことは、既に、名簿選挙区の地域の変更又は選挙区団体の形成について、いずれの制度設計も、選挙執行地域の下位区分を連邦国家的構成に従って行うという立法者の基本的決定に反するということからして明らかである。小さい州に対する最少配分議席数の配分は、更に名簿選挙区相互間の投票の結果価値の平等における一層の相違をもたらすこととなり、このことは、比例的議席配分を各州においてだけでなく、可能な限り選挙執行地域全体においても確保しようという更に追求されている目的に反することとなろう。名簿結合の断念は、—したがって、個別の州において議席配分に十分でない第2票を連邦全土で集計することを断念することは、— 結局、かつての連邦選挙法にお

いて出現していた負の投票価値の効果を除去することを目指したものであり、したがって、選挙の平等及び直接性の原則を顧慮すべきものである（参照 BVerfGE 121, 266 <307, 315>）。[83]

e) 連邦選挙法第 6 条第 1 項第 1 文の規定は、投票者数に従った州別議席配分の形成が、負の投票価値の効果を可能とする限りにおいて、選挙の平等及び直接性並びに政党の機会の平等の原則を侵害する。比例代表選挙の配分原理に従った議席配分手続は、かかる効果の発生を、稀な例外的場合に限って許容する (aa)。連邦選挙法第 6 条第 2 項と結合した同条第 1 項第 1 文の規定は、このことを正当化することができない。[84]

aa) 投票者の投票の合計に比例して政党に対して議席を配分することは、原則として、ある政党の議席数が予期に反して当該政党又は競合する政党に対して投じられた票数と相関関係にあること（負の投票価値の効果）をもたらすことがあってはならない。確かに、あらゆる議席配分手続の数学的に不可避な結果としては（これについて参照 BVerfGE 95, 335 <372>）、個別の票が、ある政党に対して有利に作用することはあり得ないということは、端的に理解できることである。しかし、票の増大が議席の喪失をもたらし、又はある政党の候補者推薦に対して、より少ない票が、若しくは競合する候補者推薦に対して、より多くの票が投じられたときに、[その政党が] 全体としてより多くの議席を獲得することを可能とする議席配分手続は、民主主義的選挙の意味及び目的と矛盾する（参照 BVerfGE 121, 266 <299 f.>）。投票と投票結果との間にかかる不合理な作用連関は、選挙権の平等及び政党の機会の平等を侵害するだけでなく、投票者にとって、自己の投票が候補者の当選又は落選にどのように作用することがあり得るのかがもはや認識できないがゆえに、選挙の直接性の原則にも違反する（BVerfGE 121, 266 <307>）。その種の効果を稀で不可避な例外的場合に限らずもたらす法律の規定は、憲法に合致することはあり得ない（参照 BVerfGE 121, 266 <301, 308>）。[85]

bb) 連邦選挙法第 6 条第 2 項と結合した同条第 1 項第 1 文において規定されている議席配分手続は、投票者数に従った州別配分議席数の形成の結果、一定の状況において、ある政党の州名簿に投じられた第 2 票が、当該政党が他州で議席を失い、又は他の政党が議席を獲得する限りにおいて、負の作用を及ぼす (negativ wirken) 事態をもたらすことがあり得る。逆に、支持政党に票を投じないことが有益となることもあり得る。負の投票価値のこの効果は、憲法上正当化することができないものである。[86]

(1) 投票と投票結果との間の作用関係は、議席配分手続を仮定的に過去の連邦議会選挙に適用し、個別の州名簿の第 2 票の票数のわずかな変化により、別途の選挙結果が生じるシナリオを用いて、具体的に説明することができる（参照 Lübbert, Zur Berechnung negativer Stimmgewichte, 2011, S.14 f.）。[87]

例えば、左派党は、第 17 期ドイツ連邦議会選挙<sup>(14)</sup>に際して、もし、バイエルン州における同党の州名簿に投じられた第 2 票が [実際に投じられた票数よりも] 一定数分少なかったとすれば、これらの投票者は、いかなる票も投じなかったであろうゆえに、全体で 1 議席多い議席を獲得したであろう（参照 Hesse, Gutachten zum neuen Bundeswahlrecht, 2012, S.14）。この場合において、同党のバイエルン州の州名簿は、変わらず 6 つの名簿議席を獲得したこととなる一方、バイエルン州の議席配分数は、1 議席減って、その議席分は、ノルトライン・ヴェストファーレン州に移ったであろう（CSU の議席は、この分だけ減ったはずであるが、同党が選挙区で [超過議席を含む]

(14) 2009 年 9 月 29 日の連邦議会議員総選挙のことである。

45 議席を獲得したことにより、同党の獲得議席には、影響は及ばない)。ノルトライン・ヴェストファーレン州では、この増分の 1 議席は、左派党の名簿に配分されたであろう。[88]

同じ効果が、第 16 期ドイツ連邦議会総選挙の際のドレスデン第 160 選挙区における補充選挙<sup>(15)</sup>の状況(参照 BVerfGE 121, 266 <276 f.>)においても生じた可能性がある(参照 Hesse, Gutachten zum neuen Bundeswahlrecht, 2012, S.26)。この選挙区において、CDU への投票者のうち 5,000 人が第 2 票を投じないだけでなく、選挙に参加しなかったとすれば、このことは、同党の州名簿上の議席を(11 議席から 10 議席へと)1 つ減じさせたであろうが、ザクセン州の CDU 州連合は既に 14 の選挙区議席を獲得していたため、このことは、[CDU の同州での獲得議席数には]何の変化ももたらさなかったであろう。他方で、ザクセン州への配分議席数は 1 減し、ベルリン州への配分議席数が 1 増したであろう。ベルリン州では、この増加した議席が、またもや CDU の州名簿に(5 議席から 6 議席へと)配分されることとなり、その結果、CDU は、全体として 1 議席多く獲得することとなったであろう。[89]

これらの事例は、負の投票価値が、州別配分議席が投票者の数によって決定されることに依存しているのであって、投票の前に確定している人口又は有権者数といった規模に依存しているのではないことを明らかにしている。なぜなら、ある州における政党名簿の第 2 票の喪失が、当該州の配分議席が減少して他州のそれを増大させる範囲において、当該州における投票者の減少とともに生じる場合に限り、前述した投票と投票結果との作用関係が生じ得るからであり、それ以外の場合には、第 2 票の喪失は、当該州においてのみ影響を及ぼすであろう。第 2 票の獲得という逆の場合については、これに対応すること<sup>(16)</sup>が当てはまる。[90]

(2) 立法者は、負の投票価値のこの効果の発生を度外視することは許されなかったのである。[91]

(a) 比例代表選挙の配分原理に従った議席配分手続が、かかる効果をもたらすか否かの確認に際しては、選挙制度における議席配分の結果に影響を及ぼすあらゆる規模のものを考慮に入れなければならない。このことは、各州への配分議席の形成のための量定規模としての、各州における投票者の数(連邦選挙法第 6 第 1 項第 1 文)に当てはまる。名簿議席の配分のための手続は、各々の州に与えられる議席数(いわゆる家の大きさ [Hausgröße])が、各々の投票率と結び付けられていることにより、ある州名簿の第 2 票の獲得又は喪失が他の州の配分結果に作用を及ぼし得るように設計されているのである。この際に負の投票価値が生じ得るという仮定、すなわち、投票者が第 2 票を特定の政党に投票しなかったとすれば、投票そのものに行かなかったであろう、という仮定は、これらの投票者が、無効票を投じ、又は連邦選挙法第 6 条第 6 項により顧慮されない政党に投票したであろうという仮定よりも、少なからずもっともなものである。多数の有権者が、選挙の自由のネガティブな要素を利用して、いかなる投票もしない、という

(15) 2005 年 9 月に行われた連邦議会議員総選挙の期日後に行われた補充選挙をいう。補充選挙 (Nachwahl) とは、選挙又は投票が行われなかった選挙区又は投票区がある場合、及び選挙区候補者推薦の受理後かつ選挙の前に選挙区候補者が死亡した場合に行われる選挙であり(連邦選挙法第 43 条)、補欠選挙 (Ersatzwahl. 同法第 48 条第 2 項)とは異なる。因みに連邦議会議員の死亡等による、議員の連邦議会からの離脱が生じたときは、選挙区選出議員の場合であっても、政党の州名簿から補充が行われるのが原則であり、補欠選挙が行われるのは、連邦議会から離脱した議員が、(政党でなく)投票人の集団又は当該州において名簿の提出が認められなかった政党の選挙区選出議員であった場合に限られる(同法第 48 条)。

(16) 「これに対応すること」とは、「ある州における政党名簿の第 2 票の獲得が、当該州の配分議席が増大して他州のそれを減少させる範囲において、当該州における投票者の増大とともに生じる場合に限り、前述した投票と投票結果との作用関係(すなわち負の投票価値の効果)が生じ得る」ということを意味する。

ことは、有権者が、その第 2 票を他の政党に投票するという状況と同じく、可能性があり、実際に蓋然性が高いものである。このことを特に示しているのが、連邦議会選挙ごとに定期的に行われている有権者の調査であり、その調査は、政党間の移動だけでなく、投票者—非投票者間の移動も重要な範囲で測定している（参照 Neu, Bundestagswahl in Deutschland am 29. September 2009, Wahlanalyse, 2009, S.90 ff.）。それゆえ、立法者は、第 2 票の喪失が、投票者数の減少と同時に発生することがあり得るといふ事情（又は逆の事情）を、あらかじめ視野の外に置くことは許されなかったのである。[92]

(b) 負の投票価値の効果は、たとえば、それが具体的に予見したり計画したりすることができず、個々の投票者によってはほとんど影響を及ぼすことができないという理由によっても憲法上正当化することができない。いかなる範囲でこの仮定が当たっているかは、未確定にしておくことができる。なぜなら、既に、客観的に恣意的な選挙結果が、有権者に同意を求める民主主義的競争が不合理なものであることを明らかにしているからである（参照 BVerfGE 121, 266 <299>）。[93]

(c) 投票者数に従った州別配分議席の形成は、負の投票価値の効果を稀な、問題にしなくてよい例外的場合に発生させるのみではない。この効果は、追加的な投票が、もう 1 議席の獲得のために十分でないか、又は名簿議席よりも多くの選挙区議席が [ある政党の] 州名簿に与えられるために、[その] 政党の州名簿の第 2 票の得票が、この州名簿に対する配分議席の結果に影響しないが、第 2 票の獲得によって生じる投票者数の増大が、当該州への配分議席を 1 議席だけ増大させ、この州において競争関係にある [政党の] 州名簿にこの議席が与えられるか、又は他の州において、前者の政党の 1 議席が失われるという場合には、常に発生する。ある政党の州名簿の第 2 票の喪失が、この州名簿に対する配分議席の結果に影響しないが、これによって生じる投票者数の減少が、当該州への配分議席を 1 議席だけ減少させ、この州において競争関係にある [政党の] 州名簿からこの 1 議席が失われるか、又は他の州において前者の政党の州名簿にこの 1 議席が与えられるときも同様である。[94]

負の投票価値の効果の原因となる様々な要素の結合は、かなりの蓋然性をもって、予想することができる。第 2 票の票数の変化が、投票者数の変化と相関しているときは、この効果の発生を考慮すべきである。投票者数と、特定の [政党の] 州名簿に投じられた第 2 票の数を同時に変化させる選挙分析、すなわち、特定政党の投票者の一定数が、選挙に全く参加しないことによって、第 2 票を投じない、という条件の下での選挙結果は、複数の連邦議会選挙結果の調査によれば、連邦選挙法第 6 条第 1 項第 1 文により発生する負の投票価値の効果が少なくとも従来の選挙法における超過議席の発生に依存する負の投票価値の効果とおおむね同様の規模で発生したであろう、との結論を許容するものとなっている（参照 Lübbert, Zur Berechnung negativer Stimmgewichte, 2011, S.20 f., 22; Hesse, Gutachten zum neuen Bundeswahlrecht, 2012, S.25 <Tabelle 13> に再録されている、連邦情報技術安全庁のシミュレーション結果も参照）。抽象的規範統制の申立人及び憲法訴願申立人もこのことを複数の事例に基づき説得力あるものとしており、彼らの計算は、ドイツ連邦議会及び連邦政府の手続受任者によって疑わしいものとはされていない。[95]

(d) 最後に、負の投票価値の効果は、名簿選挙区における人物選挙と結合した比例代表選挙の不可避な結果ではない。かかる選挙制度は、ある政党に対して投じられた票が、その政党の不利益になり、若しくは他の政党の有利に働くことがあり得たり、又は支持政党に投票しないことを有利に利用したりすることができないような設計を要求する。前述のとおり、負の投票価

値の効果は、ある州における第 2 票の票数の変化とともに、投票者の数の変化が生じ、それによって州間の議席の移動が発生することに依存している（参照 上記 C. II. 1.e) bb) <1>）。憲法上、立法者は、州への配分議席の量定のため、投票者数に代えて人口又は有権者数を用いることにより、この原因の連関を、自己が創出した選挙制度の内部で阻止することを妨げられない。なぜなら、州別配分議席の決定の基礎として、有権者の投票行動によって影響を受けないあらゆる規模のものが、議席配分に際しての負の投票価値の効果を回避することができるからである（参照 Hesse, Gutachten zum neuen Bundeswahlrecht, 2012, S.13; Lindner, Das Bundestagswahlrecht aus Perspektive der Social Choice-Theorie, 2010, S.13; Isensee, DVBL 2010, S.269 <274>; Schreiber, DÖV 2012, S.125<132>）。[96]

投票者数に従った州別配分議席の形成を断念する結果、確かに各州における異なる投票率により、州間比較における投票が異なる結果価値を示し、これによって、比例代表の正確性が侵害されることとなるであろう。だが、この欠点は、負の投票価値の効果による選挙の平等及び政党の機会の平等の重大な侵害を上回るほどの重要性を持つものではない（参照 BVerfGE 121, 266 <307>）。立法者は、選挙人団の政治的意思を議会において可能な限り現実に近く形成するという比例代表選挙の目標を憲法上許容される方法で、様々に相対化している。特に、立法者は、議席配分手続への参加を 5% の阻止条項をクリアすることに依存させており（連邦選挙法第 6 条第 6 項第 1 文）、小さな諸州は、法律上の要件を超える効果を持った阻止作用の発生を甘受しており（参照 上記 C. II. 1.d）、比例性の調整に失敗した場合には、連邦選挙法第 6 条第 4 項の規定により、超過議席の発生を許容している（参照 下記 C. II. 3.a) bb)）。加えて、事実上の投票価値は、各々の選挙の様々な事情に依存している。投票率もその中に数えることができるのであり、それゆえ、結果価値の平等の規範的保障の際には、いかなる考慮も払われる必要はないのである（BVerfGE 95, 335 <367>; BVerfG, Beschluss des Zweiten Senats vom 31. Januar 2012, a.a.O., S.622 <623>も参照）。[97]

2. 連邦選挙法第 6 条第 2a 項の規定による追加議席の配分は、同様に、選挙権の平等及び政党の機会の平等の原則を侵害する。この規定は、確かに、十分な規範の明確性の要件を満足する（a）。しかし、この規定は、十分な根拠によって正当化することのできない投票者の票の不平等な取扱いを生じさせる（b）。[98]

a) 立法者は、連邦選挙法第 6 条第 2a 項において、同条第 2 項と結合した同条第 1 項第 1 文の規定に従った州内部での議席配分を、連邦全土での「残余票集計」をもって補充している。この手続段階は、「16 の配分議席における議席配分に際しての整数化に基づき生じる、政党の州名簿間の結果価値の相違」を、更に議席を与えることにより（連邦選挙法第 6 条第 2a 項第 3 文）、調整することを目指したものである（参照 BTDrcks 17/6290, S.7f., S.15）。ある政党の追加議席の数を決定するため、州内部の議席配分に際して、その大きさが 1 議席の獲得に必要な票数に達していないため（残余票）、死票となった投票が、各州名簿について確定され、連邦全土で集計され、1 議席を得るに必要な連邦の平均である第 2 票の票数で除せられるのであるが、追加議席は、その場合に生じる整数での議席割合で与えられる（連邦選挙法第 6 条第 2a 項第 1 文）。追加議席は、政党の州名簿から超過議席を生じたものに優先的に配分され、次いで、「残余票」の多い順に配分される（連邦選挙法第 6 条第 2a 項第 1 文）。[99]

これによって、連邦選挙法第 6 条第 2a 項は、十分な規範の明確性という要件を満足している（参照 上記 C. II. 1.c) aa)）。ある州において、それまで死票となっていた票の確定のため、州名

簿に投じられた第 2 票から、獲得された議席数と州のヘア商（ある州において議席配分の権利を有する第 2 票の総数を、当該州に配分された議席数で除したもの）との積が控除されるべきこと、一方、正確に比例性を有する「残余議席数」の確定にとって基準となる除数は、連邦ヘア商であることは、解釈によって探知することができる。このことを、それぞれの場合に、「必要な第 2 票」という言い方が表現しているのであるが、それは、文脈に応じて、各州において州名簿から、ないし連邦の平均において 1 議席に対して支払われるべき「代価」を言い換えたものである（BTDrucks 17/6290, S.15 f. も参照）。加えて、連邦選挙法第 6 条第 2a 項の文言、議席配分手続における体系的地位及び規定の目的から、追加議席の配分が—この手続段階の繰り返し—が計算上は可能であるにもかかわらず、—1 回に限って行われるべきことが明らかとなる。[100]

b) 連邦選挙法第 6 条第 2a 項の規定による追加議席の配分は、投票者の投票を不平等に取り扱うものであり、政党の機会の平等を侵害するものであって、このことは、特別の、客観的に正当性のある根拠によって正当化されるものではない。[101]

aa) 比例配分の外部において配分される追加的連邦議会議席の付与には、いずれの投票者も、平等な結果の機会をもって関与できるわけではない。連邦選挙法第 6 条第 2 項の規定と結合した同条第 1 項第 1 文の規定による、州内部の議席配分は、既に、連邦選挙法第 1 条第 4 文の規定により、議席配分の権利を有する州名簿に対して有効に投じられたすべての第 2 票を考慮しており、残余票が結果価値を持たないままであるとしても、法的には、これらの第 2 票を平等に扱っている（参照 BVerfGE 121, 266 <299 f.>）。連邦選挙法第 6 条第 2a 項の規定は、投票者の投票のうち、平等に反して限定された部分に対して、議席への影響力を及ぼす機会を認めるものであり、このことによって、すべての投票者が—事前に—議席配分—したがって議会における政治的勢力関係に—他のすべての投票者と同様の方法で影響を及ぼす平等な法的可能性を有することはもはやないという仕方で議席配分手続を形成している（参照 BVerfGE 95, 335 <353, 371>）。投票を考慮するに当たってのこの差別は、政党の機会の平等をも侵害する（参照上記 C. I. 6.）。[102]

bb) 投票者の投票の、このような不平等な取扱いは、正当化されるものではない。[103]

(1) このことは、差し当たり、連邦選挙法第 6 条第 2 項の規定と結合した、同条第 1 項第 1 文の規定による、州内部での議席配分により生じる結果価値の差異を調整するという、立法者によって追求されている目的に関して妥当する。選挙執行地域を名簿選挙区に下位区分したことによりもたらされる比例性の損失を選挙執行地域に係る比例性の調整によって防止するという決定は、確かに憲法上異議を唱えるべきものではない（参照 BVerfGE 13, 127 <128>）。しかし、連邦選挙法第 6 条第 2a 項の規定による追加議席の付与は、この目的の達成にとって適切なものではない。[104]

サンラグ・シェーパーズ式による除数方式に従った多様な議席配分から生じる蓄積された整数化による、州名簿の正確に比例性を有する議席数からの乖離の選挙執行地域に関する調整は、全州名簿選挙区において、ある政党の州名簿の整数化の際の切捨てによる喪失と切上げによる利得が同定され、選挙執行地域に関して総計され、かつこれに連続して相互に相殺されることを前提としている。切捨てによる喪失と切上げによる利得との、かかる相殺を行うとすれば、それは、選挙執行地域に関して、投票者の投票の結果価値の調整を生じさせるであろう。それまで死票となっていた投票が、この場合においては、議席獲得への影響力を有し、その一方、そのままでは、従来過大な比重を有していた票が、可能な範囲で、その比較的大きな結果をも



たらず力を失うことになるのである。[105]

連邦選挙法第 6 条第 2a 項は、これらの、選挙執行地域に係る比例性調整の諸条件を満足せず、それゆえ、州内部の議席配分により生じた結果価値の相違を調整するという目的の達成にとっては適切ではない。この規定は、一面的に、16 州における政党の州名簿の切捨てによる損失のみを同定し、これらを連邦全土で集計して、その場合に整数部分が生じた場合には、追加議席を与えることとしている。この規定は、ある政党の州名簿の切上げによる利得を度外視している。このことは、それまで死票となっていた投票が事情によっては議席獲得の効果を有するものとなるが、従来過大な比重を有していた票の比較的大きな結果をもたらす力は、変わらずに存続するという結果をもたらす。各州における、サンラグ・シェーパース式による除数方式に従った 16 回の議席配分から生じる結果価値の相違の調整は、これによっては行われず、追加議席は、結果価値の平等の実現ではなく、それからの逸脱をもたらすであろう。[106]

(2) 連邦選挙法第 6 条第 2a 項の規定は、選挙執行地域を州と一致する名簿選挙区に下位区分したことにより、連邦選挙法第 6 条第 6 項第 1 文において法律上定められている要件を超える（参照 上記 C. II. 1.d）、事実上の阻止効果が小さな州にもたらされることを補償するという目的によっては、正当化されない。このことは、既に、第 2a 項の規定が、この目的のために首尾一貫して調整されたものではないことからして、結論されることである。追加議席は、その州名簿が法律上の要件を超えた影響をもたらす阻止的效果に見舞われている政党に照準を合わせて与えられるのではなく、それぞれ各州における「整数化の幸運」又は「整数化の不運」に応じ、原理的にすべての政党に与えられるものである。加えて、追加議席は、事実上の高い阻止効果に見舞われている州名簿に対して優先的に配分されるものではなく、それに代えて、差し当たり、超過議席が発生した州名簿及びこれに次いで、最大の「残余票」の順序で配分されるものなのである。[107]

cc) 最後に、連邦選挙法第 6 条第 2a 項の規定は、超過議席と結合した結果価値の平等の歪みを調整するのに適切ではない。発生した超過議席を、残余票の利用という方法を通じて第 2 票で裏打ちし、それによって比例性に忠実なように見せかけようという、この規定によって企てられた試みは、切下げの損失の結果、それまで死票となっていた票のみが、切上げの利得と差引計算することなく取り上げられ、このようにして、追加議席が比例性を欠いた範囲で生み出されるがゆえに失敗している。[108]

3. 連邦選挙法第 6 条第 5 項の規定は、比例代表選挙としての連邦議会議員選挙の基本的性格を廃棄する可能性があるほどの規模で、調整されない超過議席の発生を許容している限りにおいて、選挙権の平等及び政党の機会の平等の原則に違反する。このことは、超過議席の数が、おおむね、党派結成に必要な議員数の半数を超えた場合に当てはまる。[109]

a) 連邦選挙法第 6 条第 5 項の規定の憲法上の評価は、立法者によって創設された選挙制度が、連邦選挙法第 6 条第 4 項により、州の選挙区において政党によって獲得された議席を、当該政党に属する州名簿に与えられる議席に算入する結果、比例代表選挙の基本的性格を帯びることから出発しなければならない。[110]

aa) ドイツ連邦議会の議員は、連邦選挙法第 1 条第 1 項第 2 文の規定により、人物選挙と結合した比例代表選挙の原則により選挙される。この人物選挙と比例代表選挙との結合は、連邦選挙法において、すべての有権者が、連邦選挙法第 4 条の規定により 2 票を有することにより実現される。人物選挙の要素は、299 人の議員、すなわち半数の議員が、第 1 票により選挙区選挙

推薦に基づき（個人）選挙区において多数代表選挙の原則に従って選出される（連邦選挙法第 1 条第 2 項、第 4 条第 1 段、第 5 条）という点に表現されている。第 2 票により残りの 299 人の議員が、政党の州選挙推薦（州名簿）に基づき、州と一致する名簿選挙区において、比例代表選挙の原則により選出されるのである（連邦選挙法第 1 条第 2 項、第 4 条第 2 段、第 6 条、第 27 条第 1 項第 1 文）。[111]

第 1 票と第 2 票との関係は、連邦選挙法第 5 条及び第 6 条が規定しており、両条の規定により、ドイツ連邦議会における議席が配分される。連邦選挙法第 6 条第 2 項の規定と結合した、同条第 1 項第 1 文の規定によれば、連邦議会において配分されるべき議席総数 598 が一連邦選挙法第 6 条第 1 項第 2 文の規定による議席数を控除して、一サンラグ・シェーパース式による除数方式に従って、第 2 票の票数の合計に比例して政党の州名簿に配分されるが、その際、選挙執行地域において投じられた第 2 票の少なくとも 5% 又は少なくとも 3 つの選挙区で議席を獲得しなかった政党は考慮されない（連邦選挙法第 6 条第 6 項）。これに引き続き、政党が獲得した選挙区議席が、各州において当該政党に与えられた名簿議席から控除されることにより、これらの名簿議席数は減じられ、残余の議席が、州名簿から、そこにおいて定められた順位に従い、占められることとなる（連邦選挙法第 6 条第 4 項）。選挙区議席を名簿議席と通算することにより、原則において、議席の総数は、一前置される人物選挙を妨げることなく一政党名簿に対する第 2 票の合計に比例するように、政党名簿に対して配分される（参照 BVerfGE 95, 335 <355 f.>）。一方で、第 1 票は、原則として、どの人物が、選挙区議員として連邦議会へ行くのかについて決定するのみである（参照 BVerfGE 121, 266 <273>）。このようにして、各投票者は、原則において、1 回に限り、議会の数的構成に関する影響力を行使することができるのみである（参照 BVerfGE 79, 161 <167>; 95, 335 <375>）。[112]

bb) もっとも、比例代表選挙と人物選挙の要素との結合という選択された形式は、選挙区議席を名簿議席に算入することが、常に比例という意味での議席配分の完全な調和をもたらすことが必ずしもできるわけではなく、そうあるべきでもないということにつながる。立法者は、連邦選挙法第 6 条第 5 項第 1 文において、各々の州の各選挙区において獲得された政党の議席は、そのままとすることを明記した。第 2 票の票数の合計に比例した州名簿の議席が、選挙区で獲得されたすべての議席を控除するのに十分でないために、連邦選挙法第 6 条第 4 項第 1 文の規定にしたがった計算過程による比例性の調整が完全に達成されないときは、連邦議会の議席総数は、差分の数だけ増加することとなり（連邦選挙法第 6 条第 5 項第 2 文）、比例的な議席配分の彼方で超過議席が発生することとなる。[113]

立法者によって創設された選挙制度は、前置された人物選挙の結果を維持することを主眼とし、これによって条件付けられた比例性の障害を回避したり中立化したりすることは行っていない（参照 BVerfGE 95, 335 <356 f.>）。立法者は、可能な限り大幅に第 2 票に比例した議席配分を行うことよりも、投票者が比例代表選挙の枠組みの中で人物を選ぶことを無制限に可能とするという目的設定に優位を与えている。[114]

cc) 連邦憲法裁判所は、その確立した判例において、連邦議会選挙が議席配分の第 2 段階で行われるべき比例性の調整（連邦選挙法第 6 条第 4 項）の結果として、かつ、多数代表選挙の配分原理による選挙区候補者の直接選挙を妨げることなく、比例代表選挙という基本的性格を有するということから出発している。[115]

b) 比例代表選挙としての連邦議会選挙の基本的性格に相応して、連邦憲法裁判所は、超過議席

の配分を、確立した判例においては、投票の結果価値の平等の要請に従う通常議席の比例配分の外側で評価してきた (aa)。当法廷もこの判例を維持するものである。[116]

aa) より多くの数の超過議席を調整することなしに配分することが憲法上許容されるかどうかの問い (これについては、下記 C. II .3.d) にもかかわらず、超過議席に関する連邦憲法裁判所の裁判は、差し当たり、連邦選挙法が調整のない超過議席を許容しているときは、選挙の平等の思想が「不完全に実現されている」という点から出発しており (参照 BVerfGE 7, 63 <74>)、すなわち、これによって、その支持政党が超過議席を得られなかった投票者と、超過議席の獲得に成功した政党への投票者との間で投票の比重の差異が生じているのである。この不平等は、それが、個人化された比例代表選挙の関心事、すなわち、少なくとも議員の半数のために選挙区との密接な個人的結合を確保することを実現するために必須の場合に限り受忍することができる (参照 BVerfGE 7, 63 <74>; 16, 130 <139 f.>; 79, 169 <171>; 95, 335 <358>)。[117]

現存する裁判のいかなるものにおいても、連邦選挙法第 6 条第 5 項の規定の憲法適合性に関して、一般的かつ抽象的に、すなわち今後考えられるあらゆる場合の超過議席の配分については、何ら判断はなされていない。むしろ、結果価値の差異の各々の程度が、その基礎となっている状況に応じて、正当化されるかどうかということだけが審査されたのであり、その場合において、選挙の平等の原則が許容する境界が考慮されていたのである (参照 BVerfGE 7, 63 <74 f.>; 16, 130 <139 f.>; 79, 169 <172>; 95, 335 <360 f.>)。単に、調整なき超過議席の発生について、憲法上の境界線をどこに正確に引くべきかという問いに関しては、連邦憲法裁判所の従来判例からは、いかなる統一的な回答も引き出すことができない。1957 年 7 月 3 日 (BVerfGE 7, 63 <75>) 及び 1988 年 11 月 24 日 (BVerfGE 79, 169 <172>) の裁判は、発生した超過議席の数が、いずれにしても許容できるとみなされる範囲に止まっていたため (参照 BVerfGE 95, 335 <383>)、より正確な線引きに関して、いかなる動機付けも認めていないのに対し、1963 年 5 月 22 日の決定は、超過議席の発生が、「憲法上許容される最低限の程度に制限されている」(BVerfGE 16, 130 <140>) 点から出発していた。これに対して、1997 年 4 月 10 日の判決は、超過議席の数は、政党に投じられた票の結果に基づく比例代表選挙としての連邦議会選挙の基本的性格を廃棄しない範囲に止まらなければならない (BVerfGE 95, 335 <361>) ことを確言したが、投票者の票の結果価値の相違が存在するという、基礎にある仮定を問題とはしていない (参照 BVerfGE 95, 335 <358, 360 f.>)。[118]

bb) 当法廷は、この判例を踏襲するものである。超過議席は、それ自体としては、連邦選挙法第 6 条第 5 項と結合した、同条第 4 項第 1 文の規定により、選挙区議席を名簿議席から差引計算する結果発生する (<1>)。このことと結びついた結果価値の平等の原則からの逸脱は、正当化を必要とする (<2>)。[119]

(1) 連邦選挙法第 6 条第 4 項第 1 文の規定によれば、政党により、選挙区において多数代表選挙の規定に従って獲得された (連邦選挙法第 5 条第 1 文及び第 2 文) 議席は、各々の州名簿のために算出された議員数から控除される。選挙区議席の数が名簿議席の数を上回っているために、この控除が不可能である場合に限り、当該政党には、差分の議席が、議席の超過分として与えられたままとなる (連邦選挙法第 6 条第 5 項)。それによれば、超過議席は、概念的には、政党名簿に対する議席総数の配分を各政党の得た第 2 票に比例して行うことを目指しているが、完全には実行することができない差引計算手続の結果である (参照 上記 C. II. 3.a) aa)。[120]

(2) 連邦選挙法第 6 条第 4 項第 1 文の規定による比例調整は、無制限に、結果価値の平等の一

般的要請に服する（参照 BVerfGE 1, 208 <246 f.>; 6, 84 <90>; 95, 335 <386>）。全体としての選挙制度が、比例代表選挙の原理によって特徴付けられており、これに妥当する結果価値の平等に対する要請に服するという前提からのみ、もし、その基本的性格が多数代表選挙であるとするれば、著しく、より厳格となっているに相違ない、選挙区の大きさの相違に関する判断についての確立した判例においても基礎となっている基準（参照 BVerfGE 16, 130 <139 f.>; 95, 335 <363>; BVerfG, Beschluss des Zweiten Senats vom 31. Januar 2012, a.a.O., S.622 <623>をも見よ）もまた明らかとなる。[121]

1997 年 4 月 10 日の連邦憲法裁判所判決（BVerfGE 95, 335 <358>）からは、何ら別段のことが引き出され得るものではない。この裁判を支持した 4 人の裁判官は、比例性の調整を、それが実行できない限りにおいては、結果価値の平等の規定から引き出すのではなく、立法者によって創設された選挙制度が、この場合においては、比例性を回復することなく、前置された人物選挙の結果を維持することを意図しているという事情（参照 上記 C. II. 3.a) bb) に、投票者の投票の結果価値の差異を正当化する効果の根拠を求めている。[122]

c) 調整又は差引計算をすることなく超過議席を配分することは、投票者の票を議席配分手続において不平等に取り扱うものであり（aa）、政党の機会の平等に介入するものである（bb）。この差異は、議会の構成に表れる（cc）。[123]

aa) 超過議席の発生とともに、投じられた票の結果価値は、異なったものとなる。選挙区議席を政党の名簿議席に算入することによってもたらされる比例性の均衡に基づき、各投票者は、原則として 1 回に限り、—その第 2 票により—議会の比例的構成に影響を与えることができる。これに対して、第 1 票は、政党に対する議席の配分に影響を及ぼさないままである（参照 BVerfGE 79, 161 <167>）。しかし、超過議席が発生したとき、投票者は、自己の第 1 票により、もはや名簿議席から差し引くことができず、それゆえに第 2 票の結果に基づいて決定される割合を変更する選挙区議席の獲得に寄与することとなる。これによって、第 2 票とともに、第 1 票もまた、連邦議会の政治的構成に対する影響力を獲得する。この効果は、その第 1 票を、その所属政党が当該の州において超過議席を獲得した選挙区候補者に投じた投票者についてのみ生じるため、結果価値の平等は、損なわれている。確かに、あらゆる投票者は、自己の投票が他の投票者の投票よりも議会の構成に、より強い影響力を及ぼす投票者の集団に属する機会を均等に有している。しかし、一既に考察したように—すべての投票者が自己の投票により議席配分に平等な影響を及ぼすことができることは、まさしく保障されていないのである。[124]

bb) 政党の機会の平等もまた、超過議席の発生によって損なわれている。政党の機会の平等は、いずれの政党も、比例代表選挙の配分原理に従った議席配分手続と結合した整数化による誤差の範囲内において、1 議席を獲得するためにおおむね同じ票数を必要とするときに限り確保される。だが、超過議席を獲得する政党の場合、その各議席には、超過議席を得られなかった政党の場合よりも少ない第 2 票が帰属することになるのである（参照 BVerfGE 79, 169 <172>; 95, 335 <359, 389 f.>）。[125]

cc) 投票者の投票を考慮する際の差異は、超過議席の調整又は差引計算が法律上予定されていないため、議会の構成に表れる。連邦選挙法第 6 条第 5 項第 1 文の規定によれば、ある政党が選挙区で獲得した議席は、それが第 2 票の結果に基づき与えられる議席の数を上回る場合であっても、なお政党に与えられたままとされている。法律は、この場合について明示的に、議会の議席総数が、比例性が回復されることなく、差分の議席数だけ増加することを定めている

(連邦選挙法第 6 条第 5 項第 2 文)。[126]

d) 超過議席の調整なき配分により生じる投票者の投票の不平等な評価は、投票者に対し、比例代表選挙の範囲内で人物の選択ができるようにするという、個人化された比例代表選挙の、憲法上正当性のある目的設定により、基本的に正当化されている (aa)。もっとも、その限りで存在する立法者の形成の裁量の余地は、比例代表選挙としての連邦議会選挙の基本的性格により、限定される (bb)。超過議席の調整なき配分に対する憲法上の限界は、超過議席が、会派勢力のおおむね半数を超える範囲で予想されるときは、踏み越えられたこととなる (cc)。[127]

aa) 超過議席を調整なく配分することと結び付いた投票者の投票の結果価値の差異は、憲法によって正当化され、選挙の平等と少なくとも同等の比重を有する理由によって正当化されるのではない。超過議席の発生の危険が、立法者によって選択された選挙制度に内在するという点では十分でない ((1))。連邦制的比例性の観点 ((2)) 又は超過議席による多数派確保の効果は、正当化根拠としては同様に問題にならない ((3))。しかしながら、調整なき超過議席の発生は、比例代表選挙を人物選挙と結合させるという特別の関心事によって、限定された範囲で正当化が可能である ((4))。[128]

(1) かかる追加的議席の発生が、立法者によって選択された個人化された比例代表選挙に内在するという事情 (参照 上記 C. II. 3.a) bb) は、超過議席によって生じる差異を正当化するには、それ自体としては十分でない。立法者が、自らが予定した議席配分手続の一定の状況において、投票者のある集団の投票を他の投票者の投票とは別様に扱うことを不可避であると判断していることは、選挙権の平等に対するこの差異の正当化を省略可能とするものではない。不平等な取扱いを、特別の、客観的に正当な理由によって正当化することができないときは、この制度の決定は、是正を必要とする。[129]

(2) ある政党の州名簿相互間の連邦制的比例性の要請は、調整なき超過議席の配分を正当化するものではない。立法者は、確かに、選挙手続の形成に当たり、連邦制的構造を考慮することが許され (参照 上記 C. I. 3.)、このことを一定の範囲で行ってもいる (参照 連邦選挙法第 6 条第 1 項について、上記 C. II. 1.d)。だが、超過議席は、ある政党の州名簿相互間の比重を確保することに適したものではなく、逆に、連邦制的比例性を阻害する作用を及ぼすことがあり得る。なぜなら、超過議席が調整されることなく保持されたときは、これによって利益を得る州名簿は、他の州名簿に対して過剰代表を有することとなるからである (参照 BVerfGE 95, 335 <401>)。[130]

(3) 超過議席の調整なき配分は、これが多数派を確保すべく作用し得るということによって正当化できるものではない。確かに、機能する能力のある国民代表機関を創出するという選挙の目的は、安定した多数派の形成又は確保にとって必要である限りにおいて、投票者の投票の結果価値における差異を許容する憲法上正当な理由である (参照 BVerfGE 120, 82 <111>; BVerfG, Urteil des Zweiten Senats vom 9. November 2011, a.a.O., S.33 <35 f.>)。しかし、超過議席の配分は、この目的の達成のために適切なものではない。超過議席は、確かに、個々の場合において、多数会派の側に - 事情によりわずかな - 議席数の優位を拡大する超過議席が生じるときは、議会多数派を確保することがあり得る。だが、1 又は複数の政党が彼らの - 事情によりわずかな - 議席の多数を、彼らが超過議席を得ることのみによって得るといふ、逆の状況も同様にして発生することがあり得る。したがって、超過議席の発生と安定した議会多数派の確保との間に十分な因果関係は存在しない。[131]

(4) ただし、超過議席の調整なき配分と結び付いた、投票者の投票の結果価値の差異は、限定

された範囲において、人物選挙と結合した比例代表選挙という特別の関心事により、正当化することができる。[132]

(a) 投票者に対し、比例代表選挙の範囲内でも人物を選出する可能性を与えている、いわゆる個人化された比例代表選挙の目的は、憲法によっても保護されている。この方法で、立法者は、投票者と国民を代表する議員との結合を強化し、同時に、一定の範囲で国民の政治的意思形成に当たっての政党の支配的地位（基本法第 21 条第 1 項第 1 文）に、議員の独立性（基本法第 38 条第 1 項第 2 文）の意味における修正を対置しようとしている。選挙区候補者の選挙により、少なくとも議員の半数は、その選挙区と密接な人的関係を有するものとされている（参照 BVerfGE 7, 63 <74>; 16, 130 <140>; 41, 399 <423>; 95, 335 <358>）。この目的は、当選した候補者が、比例性によって算出された所属政党の州名簿への配分議席が、差引計算に足りないときにおいてもその選挙区議席を得る場合にのみ実現することができる（参照 BVerfGE 95, 335 <394>）。[133]

(b) この関心事は、超過議席の調整なき配分を限定された範囲で正当化するには、十分に重要性を有する（参照 BVerfGE 7, 63 <74 f.>; 16, 130 <140>; 95, 335 <360 f.>）。[134]

立法者は、人物選挙の利点とともに、すべての政党を可能な限り票数に接近した割合で議会を構成させるという比例代表選挙の目的をも考慮に入れようとする選挙制度を決定した。憲法によって正当化されている両方の目的は、この選挙制度の中では、完全な純粋性をもって実現することはできない。すなわち、不完全に実行される比例調整の結果として阻害される比例性が、例えば調整議席の配分によって回復されることはあり得るがゆえに、超過議席の発生によって生じる投票者の投票の結果価値の差異が、個人化された比例代表選挙と不可避に結合しているわけではないということは確かである（参照 BVerfGE 95, 335 <394 f.>）。もっとも、比例代表選挙の目標の完全な実現は、個別には予見できない連邦議会の議席の増大を要求し、これによって一これと結び付いた実行可能性の問題は別として一連邦議会の構成が、連邦議会議員の半数を人的要素によって正当化すると目標を実現できず、連邦制的比例性も侵害することが予想されるであろう。[135]

それゆえ、人物選挙の利益及び比例代表選挙によって追求される強度の比例性という目的とは、立法者によって行われるべき 2 つの原理の調整によってのみ解決することのできる緊張関係に立っているのである。その限りで立法者に帰属する裁量権の範囲内で、立法者は、議席総数の比例配分に基本的に立ち戻り、比例性の回復を伴わない超過議席を許容することが許される。[136] bb) しかし、超過議席の調整なき配分と結合した投票者の投票の結果価値の相違の程度は、立法者の理念の範囲に止まらなければならない（参照 BVerfGE 95, 408 <421>）。比例性の範囲外での連邦議会議員の追加的配分は、政党に投じられた票の結果に依拠する比例代表選挙としての選挙の基本的性格が廃棄されることに至ってはならない（参照 BVerfGE 95, 335 <361, 365 f.>）。受忍可能な超過議席の数を定め、法律上の限界を超えた超過議席をどのような手続で取り扱うかを規定し、そのような規定を発見することができないときは、現行の選挙制度に代わるものを視野に置くことは、第一義的には、立法者の任務である。[137]

(1) 連邦選挙法第 6 条第 4 項第 1 文の規定による比例性の調整を通常の場合とする法律上の準則が、超過議席の調整なき配分によって、原則上疑わしいものとされることは許されない。そうでなければ、投票者が議会の構成を決定する第 2 票の価値に対する信頼、そして最終的には、選挙制度の民主主義的統合に対する信頼を失う危険が生じるゆえに、選挙の統合機能の侵害のおそれがあるだけではない。選挙区の規模の偏差を、平均人口から 25% の範囲で許容す

る連邦選挙法第 3 条第 1 項第 1 文第 3 号の基準も、調整なき超過議席が限定された範囲でのみ配分されるときに限り正当化される（参照 BVerfGE 16, 130 <139 f.>; 95, 335 <363>; BVerfG, Beschluss des Zweiten Senats vom 31. Januar 2012, a.a.O., S.622 <623>をも見よ）。そうでなければ、多数代表選挙の規定に従って選挙される議員が、選挙区の規模の著しい違いのために選挙の平等な条件（上記 C. I .5.a を見よ）が存在しないにもかかわらず、ドイツ連邦議会で決定的な影響力を持ちかねないであろう。[138]

超過議席は、選挙の平等及び政党の機会の平等に触れるがゆえに、立法者は、その限りにおいて、この規定の憲法上の正当化が、その事実上又は規範的な基礎の変化により疑わしいものとなっているのではないかどうかを審査し、そして場合によっては選挙法を改正する義務をも負う（参照 BVerfGE 95, 335 <365 f.>）。[139]

cc) 立法者が、事実上又は法律上の事情の変化に基づき、憲法上、超過議席の新たな規律をいつ義務付けられるかについて、当法廷は、1997 年 4 月 10 日の判決においては、数値を固定することなく表現し、あり得る目安として 5% の要件を挙げたのみである（参照 BVerfGE 95, 335 <365 f.>）。当法廷は、今後の連邦議会の各選挙に対して、信頼できる法的基礎を与え、各連邦議会を選挙審査手続における、必要な規定の欠如を理由とした解散のリスクにさらさないようにする必要性を考慮し、ここに示した法律的評価を、立法者が受け継ぐことができる手掛かりとなる基準にまとめることが求められていると考える。選挙権の平等及び政党の機会の平等は、おおむね会派勢力の半数を超える規模で調整のない超過議席が発生した場合には、侵害される。[140]

(1) 超過議席は、狭く限定された範囲においてのみ、比例代表選挙としての選挙の性格に適合する。超過議席が恒常的に比較的多数発生するときは、このことは、立法者の基本的決定に違反する（参照 BVerfGE 95, 335 <365 f.>）。いつ、このことが当てはまるのかは、—1997 年 4 月 10 日の裁判を支持した裁判官らの見解（参照 BVerfGE 95, 335 <366>）とは異なり、—5% の得票要件（連邦選挙法第 6 条第 6 項第 1 文）のみに依拠して決定することはできない。5% の得票要件は、その正当化根拠を、いわゆる破片政党の議会への参入が、議会の活動能力を阻害するとの想定に見出している（参照 最近では、BVerfG, Urteil des Zweiten Senats vom 9. November 2011, a.a.O., S.33 <36>）。この観点は、ここで答えなければならない、選挙権及び機会の平等とは、いかなる連関にも立たない。だが、ドイツ連邦議会は、基本的に、連邦議会議員の少なくとも 5% による団体に対してのみ、会派の地位を認める（参照 ドイツ連邦議会議事規則第 10 条第 1 項）ことにより、会派形成に際してこの人数要件を用いている。会派は、政治的意思形成の決定的要素であり、議会の場で数多くの任務を遂行する（参照 BVerfGE 80, 188 <219 f.>; 112, 118 <135 f.>）。超過議席の数が、会派勢力に達した場合には、議会における自立した政治勢力に相当する比重が、超過議席に帰することとなるであろう。[141]

(2) 立法者は、第 19 次改正法で、5% のハードルを超えることに失敗した政党によって推薦された候補者で、選挙区選挙で当選したものに第 1 票を投じた投票者の第 2 票が名簿議席の配分に当たって考慮されない（連邦選挙法第 6 条第 1 項第 4 文）との趣旨で「ベルリンの第 2 票」の場合について規定することにより、第 1 票の名簿議席の配分に対する影響力を阻止することを確認した。同時に立法者は、連邦選挙法第 6 条第 2a 項の規定による追加議席が、まず超過議席が発生した州名簿に配分されるとの配分原則により、比例性に反する超過議席の数を最小化すべきであるということを強調した。[142]

この背景のもとで、当法廷は、超過議席の数が会派の結成に必要な議員数のおおむね半数を

超えるときは、可能な限り第 2 票の結果に比例した連邦議会の構成という利益と、選挙区議席の無制限の保持という、人物選挙と結合した利益との適切な調和は、もはや確保されていないとみなしている。この規模の規律は、1997 年 4 月 10 日の判決において、当法廷により承認された、正規の議員数が 656 である場合における 16 の超過議席の割合と一致するものであり、その際、当法廷は、当時においては超過議席の著しい増大は予見できないということから出発していた（参照 BVerfGE 95, 335 <366 f.>）。[143]

当法廷は、15 の超過議席の数が、裁判官の規範具体化の行為として必ずしも完璧に根拠付けることができないことを意識している。連邦選挙法は、制度を特徴付ける基本思想の追求により、制度の欠陥を修復することができるような純粋な形態で選挙制度を実現するのではなく、様々な利益をその中に取り込んでいる。確かに、これらの利益の調整は、第一次的には、立法手続における政治的意思形成の責任ではあるが、特別の連関においては、立法者が選挙法を信頼できる基礎の上に構築することができ、その結果、不十分な規範を理由とする選挙審査手続における連邦議会の解散のリスクが最小限となるように、議席配分制度に対する平等権の要請を具体化することは、連邦憲法裁判所の任務である。[144]

e) 1997 年 4 月 10 日の当法廷の裁判以来、相当の蓋然性をもって、超過議席が恒常的により多く発生し、そのため、選挙法が比例代表制としての選挙の基本的性格を変質させる、調整なき超過議席の横行を防ぐ対策によって補充されなければならないということを出発点としなければならない状況が生じている。ドイツ連邦議会の今後の選挙に際しては、事前に予想される超過議席の数は、約 15 議席という許容可能な上限を明白に上回るものである (aa)。今や、ここから、立法者の行動義務が生じる (bb)。[145]

aa) 超過議席発生の原因が、その具体的作用においては予知することが困難であるとしても、超過議席の事実上の発展 ((1))、及びこの発展を促進する要因を考慮すれば、超過議席の数が受忍可能な範囲を近いうちに明らかに超えるであろうこと ((2)) は、予測すべきことである。[146]

(1) 第 1 被選期間から、第 11 被選期間<sup>(17)</sup> までには、総計 17 の超過議席が発生したのみである。再統一以来、超過議席の数は、明白に増大し、直近では著しい規模に達した。すなわち、1990 年の最初の全ドイツでの選挙では、既に 6 つの超過議席が生じ、1994 年の連邦議会選挙では、その数は 16 となった。この規模は、確かに 1998 年と 2002 年の選挙では、それぞれ 13 と 5 に減少したが、2005 年には、再び増大した。2009 年の連邦議会選挙では、過去最高の 24 の超過議席が発生した。[147]

(2) この、全体として増大する傾向が逆転することは、予測可能な将来においては、期待することができない。超過議席の数の持続的増大は、その発生を助長する諸要因における変化に対応しているのである。[148]

超過議席発生の原因は、多層的なものである。すなわち、ある州において、人口の少ない選挙区が多くある場合、各選挙区において平均を超えて有権者でない者の比率が高い場合、投票率が平均より低い場合、又は第 2 票の無効票が平均より高い場合に、より多く超過議席が発生する（参照 BVerfGE 95, 335 <367>; Papier, JZ 1996, S.265 <267>）。これらの要因を除外しても、ある政党によって獲得された選挙区議席が、その第 2 票の得票結果に相応していないときは、超過議席が頻繁に発生する。このことは、第 2 票の得票の少ない政党が、各々の選挙区で、わずか

(17) 被選期間 (Wahlperiode) は、連邦議会の任期であり、4 年間である (基本法第 39 条第 1 項)。第 1 被選期間から第 11 被選期間とは、ドイツ統一前の 1949 年から 1990 年までの期間を指す。



な（相対）多数で議席を獲得した場合に当てはまる。かかる選挙結果は、特に、阻止条項をクリアすることに成功した、比較的多数の政党にとって有利となるが、なぜならその場合には、個々の政党に投じられた第 2 票の比率が、統計的に観察すると減少するからである。投票者が、しばしば異党派投票の可能性を利用する場合においても、第 1 票と第 2 票の選挙結果が、超過議席が発生しやすいように生じる（参照 BVerfGE 95, 335 <367>）。[149]

これらの要因に関して、超過議席の数が、予測するところ、許容される最高限度を超えて変動するであろうという危険性から出発しなければならない。特に、1990 年の選挙以来、ドイツ連邦議会においては、かつての 4 政党の代わりに 5 政党が代表を送っている。このことは、各政党の第 2 票の減少という結果をもたらしている。同時に、1990 年以来、超過議席のすべてを得てきた CDU、CSU、及び SPD の諸政党は、従来通り、選挙区議席の圧倒的多数を得ることに成功している。この傾向が逆転して、政党がより少なくなることについては、いかなる根拠も認識することができない。むしろ、直近の世論調査は、逆方向の発展を予想させる。これに関する文献においても、超過議席の数が、今後少なくとも最近数回の選挙結果に相当する規模で変動するであろうことを前提としている（参照例えば Behnke, ZParl 2012, S.170 <179 f.> m.w. N. in Fn. 1, 31; Kleinert, ZParl 2012, S.185 <190>）。[150]

bb) 以上の諸事情に照らし、立法者は憲法上、超過議席の発生に関連する選挙権の平等及び機会の平等の確保のための対策を講じなければならない。確かに、立法者は、超過議席が、その性質上又はその範囲において、軽微なものに過ぎないか、又は一過性のものであるときにまで、事実上の与件を考慮するよう拘束されているわけではなく、むしろ、観察された発展が、傾向的に固定したものであるか否かを考慮することが許されるのである（参照 BVerfGE 16, 130 <141 f.>; BVerfG, Beschluss des Zweiten Senats vom 31. Januar 2012, a.a.O., S.622 <624>）。ドイツ全土における最初の総選挙後は、状況がいかに推移するかを待ち、観察することが許されたが（参照 BVerfGE 95, 335 <406>）、その時期と異なり、これまでの時期は、政治的諸関係が継続的に変化し、それに基づき、恒常的に超過議席がより多く発生することを考慮に入れなければならなくなった。立法者は、確かに、2009 年の連邦議会選挙の結果にかんがみても、当法廷によって述べられた、5%の阻止条項に依拠することに関して（参照 BVerfGE 95, 335 <366>）、行動を起こすことを強制されることを要したわけではない。同様に、負の投票価値に関する当法廷の各裁判（BVerfGE 121, 266 <315>; 122, 304 <310 f.>）が、立法者に対して新たな規律の動機を与える必要があったわけでもない<sup>(18)</sup>。だが、この裁判において、憲法上の平等の要件が具体化された後は、立法者の行動義務は、何ら変わることはないのである。[151]

III . [略] [152]～[159]

D. [略] [160]

E. [略] [161]～[162]

(18) 「負の投票価値」の違憲性をめぐる従来の裁判から、超過議席に対する立法者の行動義務が生じていたわけではないという趣旨と思われる。しかし、今回の判決によって、立法者の行動義務が明らかにされたという趣旨であろう。

F. [略] [163]

G. [略] [164]

## II 連邦議会議員総選挙の最近の議席配分規定の変遷

1 2009 年連邦議会議員総選挙まで適用されていた連邦選挙法 (Bundeswahlgesetz in der Fassung der Bekanntmachung vom 23. Juli 1993. BGBl. I S. 1288, 1594) の規定 (2008 年 7 月 3 日に連邦憲法裁判所により違憲判決を受けたが、連邦議会が合憲的な改正規定を設けるまで適用されることとされた)

### 第 6 条 州名簿による選挙

(1) 州名簿により割り当てられる議席を配分するため、各州名簿に投じられた第 2 票を合計する。この場合において、第 20 条第 3 項の規定<sup>(19)</sup>により推薦され、又は当該州において州名簿の提出が認められなかった政党により推薦された候補者であって当該選挙区で当選したものに第 1 票を投じた選挙人の第 2 票は、考慮しない。議員の総数 (第 1 条第 1 項)<sup>(20)</sup>から、前文の規定による選挙区候補者又は第 6 項の規定により考慮されない政党により推薦された選挙区候補者で、当選したものの数を控除する。

(2) 前項第 3 文の規定による差分の議席を、前項第 1 文及び第 2 文の規定により考慮すべき第 2 票の票数を基礎として、次のとおり配分する。各州名簿は、それが選挙執行地域において得た第 2 票の合計を 1 つの配分基数によって除することによって得られる議席数の配分を受け、0.5 に満たない端数は、直下の整数に切り下げ、0.5 を超える端数は、直上の整数に切り上げる。0.5 に等しい端数は、配分される議席の総数と一致するように切り上げ又は切り下げる。複数の可能な議席配分が生じたときは、連邦選挙長が引くくじで決定する。配分基数は、配分すべきすべての議席が州名簿に配分されるように決定する。そのため、まず、すべての考慮すべき州名簿の第 2 票の合計を前項第 3 文の規定による差分の議席で除する。これによって配分すべき議席よりも多くの議席が州名簿に割り当てられる場合には、計算に当たって配分すべき議席数となるよう配分基数を引き上げる。配分すべき議席よりも少ない議席が州名簿に割り当てられる場合には、配分基数を同様に引き下げる。

(3) 前項の規定による議席配分に当たって、すべての考慮すべき州名簿の第 2 票の総数の半分を超える票数を得た州名簿が、配分すべき議席の半数を超える議席の配分を受けなかった場合には、前項第 2 文から第 7 文までの規定にかかわらず、当該州名簿に 1 議席を追加配分する。その後の残余議席は、前項第 2 文から第 7 文までの規定に従って配分する。

(4) 各州名簿について得た議員の数から、州の選挙区において政党が獲得した議席の数を控除する。差分の議席を州名簿から同名簿において定める順に割り当てる。選挙区において当選人となった候補者は、州名簿上では考慮しない。登載された候補者の数を超えて州名簿に議席が

(19) 連邦選挙法第 20 条第 3 項「政党の選挙区候補者推薦以外の選挙区候補者推薦は、当該選挙区の 200 人以上の選挙権者が自署しなければならない。(第 2 文略)」

(20) 連邦選挙法第 1 条第 1 項の規定する連邦議会議員の総数は、598 人である。

配分されたときは、当該議席は空席のままとする。

(5) 選挙区において獲得した議席は、第 2 項及び第 3 項の規定により得た議席の数を超過する場合であっても、なお政党に与えられたままとする。この場合において、議席の総数（第 1 条第 1 項）は、その差分だけ増加するものとし、改めて第 2 項及び第 3 項による計算をしない。

(6) 議席を名簿に配分するに当たっては、選挙執行地域において投じられた有効な第 2 票の少なくとも 5% を獲得し、又は少なくとも 3 の選挙区で議席を獲得した政党のみを考慮する。前文の規定は、少数民族政党が届け出た名簿には、適用しない。

## 第 7 条 名簿の結合

(1) 同一政党の州名簿は、1 以上の関連する州名簿を名簿の結合から除外する旨の意思表示がされない限り、結合されたものと推定する。

(2) 結合された名簿は、議席の配分に当たり、他の名簿との関係において一つの名簿とみなす。

(3) 結合された名簿に配分された議席は、前条第 2 項の規定に従って、当該各州名簿に配分する。この場合において、前条第 4 項及び第 5 項を準用する。

## 2 第 19 次連邦選挙法改正法 (Neunzehntes Gesetz zur Änderung des Bundeswahlgesetzes vom 25. November 2011. BGBl. I S.2313.) による議席配分規定 (2012 年 7 月 25 日の連邦憲法裁判所判決で違憲とされたため、実施されず)

## 第 6 条 州名簿による選挙

(1) 議席の総数（第 1 条第 1 項）から各州に配分される議席数は、各州における投票者の数に応じ、次項第 2 文から第 7 文までの規定に従い州名簿に対する議席の配分のために用いられる計算方式と同一のものによって確定する。当該州に配分された議席数から、第 4 文にいう選挙区当選者の数を控除する。州名簿に従って占められるべき議席の配分のため、各州名簿に投じられた第 2 票を合算する。この場合において、第 20 条第 3 項の規定により推薦され、又は第 6 項の規定により議席配分において考慮されないか若しくは当該州において州名簿の提出が認められなかった政党により推薦された候補者で当該選挙区で当選したものに第 1 票を投じた選挙人の第 2 票は、考慮しない。

(2) 前項第 2 文の規定により残存する議席を、前項第 3 文及び第 4 文の規定により考慮されるべき第 2 票の票数を基礎として、次のとおり配分する。各州名簿は、それが得た第 2 票の合計を 1 つの配分基数によって除することによって得られる議席数の配分を受ける。0.5 に満たない端数は、直下の整数に切り下げ、0.5 を超える端数は、直上の整数に切り上げる。0.5 に等しい端数は、配分される議席の総数と一致するように切り上げ又は切り下げることとし、この場合において、複数の可能な議席配分が生じたときは、連邦選挙長が引くくじで決定する。配分基数は、配分すべきすべての議席が州名簿に配分されるように決定する。そのため、まず、すべての考慮すべき州名簿の第 2 票の合計を前項第 2 文の規定により残存する議席の合計で除する。これによって配分すべき議席よりも多くの議席が州名簿に割り当てられる場合には、計算に当たって配分すべき議席数となるよう配分基数を引き上げ、配分すべき議席よりも少ない議席が州名簿に割り当てられる場合には、配分基数を同様に引き下げる。

(2a) 州名簿に投じられた第 2 票が、各々の州において獲得された議席に必要な第 2 票の票数

を超過しているときの差分の合計（残余票数）を選挙執行地域において配分されるべき 1 議席に必要な第 2 票の票数によって除する場合において、政党の州名簿に対しては、残余票数が最も多い順に、前項第 3 文及び第 4 文後段に規定する整数分の追加議席を配分する。この場合において、選挙区において獲得された議席数が、前項及び次項の規定により配分されるべき議席数を上回る州名簿は、第 5 項の規定により州名簿に残存する議席の最も大きい順に、その総数に至るまで、優先的に考慮する。議席の総数（第 1 条第 1 項）は、差分の数だけ増加する。

(3) 第 2 項及び前項の規定による議席配分に当たって、ある政党の選挙執行地域における州名簿が、すべての考慮すべき州名簿の第 2 票の総数の半分以上を越える票数を得たときにおいて、その州名簿が、配分すべき議席の半数を超える議席の配分を受けなかった場合には、当該政党の州名簿が、選挙執行地域において配分されるべき議席の半数より 1 議席多い議席の配分を受け、残余票数の最高値の順序で議席を追加配分する。かかる場合においては、議席の総数（第 1 条第 1 項）は、差分の数だけ増加する。

(4) 各州名簿について決定した議員の数から、州の選挙区において政党が獲得した議席の数を控除する。残余の議席を州名簿から、当該名簿において定める順に割り当てる。選挙区において当選人となった候補者は、州名簿上では考慮しない。掲載された候補者の数を越えて州名簿に議席が配分されたときは、当該議席は空席のままとする。

(5) 選挙区において獲得した議席は、第 2 項及び第 3 項の規定により得た議席の数を超過する場合であっても、なお政党に与えられたままとする。この場合において、議席の総数（第 1 条第 1 項）は、差分の数だけ増加するものとし、改めて第 2 項及び第 3 項による計算をしない。

(6) 議席を名簿に配分するに当たっては、選挙執行地域において投じられた有効な第 2 票の少なくとも 5% を獲得し、又は少なくとも 3 の選挙区で議席を獲得した政党のみを考慮する。前文の規定は、少数民族政党が届け出た名簿には、適用しない。

## 第 7 条 削除

### 3 第 22 次連邦選挙法改正法 (Zweiundzwanzigstes Gesetz zur Änderung des Bundeswahlgesetzes vom 3. Mai 2013. BGBl. I S.1082.) による議席配分規定 (2013 年総選挙で実施)

#### 第 6 条 州名簿による選挙

(1) 州名簿により割り当てられる議席を配分するため、各州名簿に投じられた第 2 票を合計する。この場合において、第 20 条第 3 項の規定により推薦された候補者、又は第 3 項の規定により議席配分において考慮されないか若しくは当該州において州名簿の提出が認められなかった政党により推薦された候補者で、当該選挙区で当選したものに第 1 票を投じた選挙人の第 2 票は、考慮しない。議員の総数（第 1 条第 1 項）から、前文に規定する選挙区当選者の数を控除する。

(2) 第一次配分においては、まず、議席の総数（第 1 条第 1 項）を次文から第 7 文までに規定する計算方式により、各州の人口の割合（第 3 条第 1 項）<sup>(21)</sup>に従って各州に配分することとし、かつ、いずれの州においても、当該州において前項第 3 文による差分の議席数が、考慮されるべ

(21) 連邦選挙法第 3 条第 1 項の規定は、人口その他の、選挙区の区画に関する基準を示しているが、外国人は人口の調査においては考慮しないことを規定している。

き第 2 票に基づき各州名簿に与えられることとする。各州名簿は、獲得した第 2 票の合計を 1 つの配分基数によって除することによって得られる議席数の配分を受ける。0.5 に満たない端数は、直下の整数に切り下げ、0.5 を超える端数は、直上の整数に切り上げる。端数が 0.5 であるときは、配分される議席の総数と一致するように切り上げ又は切り下げることとし、その場合において、複数の可能な議席配分が可能なきときは、連邦選挙長が引くくじで決定する。配分基数は、配分すべきすべての議席が州名簿に配分されるように決定する。そのため、まず、すべての考慮すべき州名簿の第 2 票の合計を前項第 3 文の規定による差分の議席で除する。これによって配分すべき議席よりも多くの議席が州名簿に割り当てられるときは、計算に当たって配分すべき議席数となるよう配分基数を引き上げ、配分すべき議席よりも少ない議席が州名簿に割り当てられる場合には、配分基数を同様に引き下げる。

(3) 議席を州名簿に配分するに当たっては、選挙執行地域において投じられた有効な第 2 票の少なくとも 5% を獲得し、又は少なくとも 3 の選挙区で議席を獲得した政党のみを考慮する。前文の規定は、少数民族政党が届け出た名簿には、適用しない。

(4) 各州名簿について得た議員の数から、州の選挙区において政党が獲得した議席の数（前条）を控除する。選挙区において獲得した議席は、第 2 項及び前項の規定により得た議席の数を超過する場合であっても、なお政党に与えられたままとする。

(5) 第 1 項第 3 文の規定による差分の議席数は、各政党が次項第 1 文の規定による議席の第二次配分に際して、少なくとも第 2 項及び第 3 項の規定による第一次配分において、選挙区において獲得された議席であって、前項第 1 文の規定により州名簿に与えられた議席数から控除することのできないものを含めて獲得した議席数を配分されるまで増加する。議席の総数（第 1 条第 1 項）は、差分の数だけ増加する。

(6) 前項第 1 文の規定により配分されるべき議席は、すべての場合において、連邦全土で考慮されるべき第 2 票の票数に従い、第 2 項第 2 文から第 7 文までに規定する計算手順により、第 3 項の規定により考慮されるべき政党に配分される。政党の内部においては、議席は、考慮されるべき第 2 票の票数に従い、第 2 項第 2 文から第 7 文までに規定する計算手順により、州名簿に配分され、その場合においては、すべての州名簿が、少なくとも当該州の選挙区において、当該政党によって獲得された議席数を配分される。州名簿に配分された議席数から、当該州の選挙区において当該政党によって獲得された議席数（前条）を控除する。残余の議席を州名簿から同名簿において定める順に割り当てる。選挙区において当選人となった候補者は、州名簿上では考慮しない。掲載された候補者の数を超えて州名簿に議席が配分されたときは、当該議席は、空席のままとする。

(7) 第 2 項から前項までの規定による議席配分に際して、すべての考慮すべき政党の第 2 票の総数の半分を超える票数を得た政党が、議席の半数を超える議席の配分を受けなかったときは、当該政党が、議席の過半数を得るまで、当該政党の議席を追加配分する。当該政党内においては、議席は、前項第 2 文から第 6 文までの規定に従って配分する。この場合において、第 5 項の規定によって配分された議席の総数（第 1 条第 1 項）は、差分の数だけ増加する。

## 第 7 条 削除

(やまぐち かずと)